

國學院大學學術情報リポジトリ

イギリスにおける裁判報道規制

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001127

〔研究ノート〕

イギリスにおける裁判報道規制

捧 剛

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 0. はじめに | 2.3 裁判内容の即時報道 |
| 1. 裁判の公開 | 2.4 公的関心事の議論 |
| 1.1 原則 | 3. 第三者に対する裁判費用支払命令 |
| 1.2 例外 | 3.1 背景 |
| 1.2.1 要件 | 3.2 成立の経緯 |
| 1.2.2 範囲 | 3.3 内容 |
| 1.2.3 その他 | 4. その後の展開 |
| 2. 裁判侮辱 | 5. おわりに |
| 2.1 成立要件 | |
| 2.2 Sunday Times 対連合王国事件 | |

0. はじめに

これまで3回にわたって、個人の尊厳、とりわけ新たに主張されるようになってきたそれらを、現代のイギリス法が、伝統的な価値観との相克の中でいかに実現させていったかをみてきた。今回は、扱う領域を変えて、裁判報道とその規制についてみていくことにする。

裁判報道規制という問題を扱う場合には、いくつかの異なる切り口が考えられるが、それらのすべてから問題を扱う能力は、筆者にはないので、本稿では、もっぱら、裁判の公開および報道の自由と公正な裁判の維持という視点からのみ、この問題を扱うことにする。したがって、本稿で扱われるの

は、主として、裁判報道規制の手段としての裁判侮辱（contempt of court⁽¹⁾）であって、たとえば、プライバシーや名誉毀損といった、報道する側と報道される側の権利の衝突という視点からの分析は試みられておらず、また、報道苦情処理委員会（Press Complaints Commission）など、報道する側の自主規制の仕組みについては、一切触れられていないということをまずはお断りしたい⁽²⁾。

それでは、この問題の大前提である「裁判の公開」の原則とその例外について、まずは概観することにする。

1. 裁判の公開

1.1 原則

裁判の公開（open justice）は、イギリスにおいても重要な法原則であるが、その目的は、裁判が適切に行われることを保障し、真実を述べるよう証人に圧力を加え、新たな証人の登場をもたらし、裁判過程の公衆による監視を可能とし、司法制度に対する公衆の信頼を維持し、裁判手続きについての事実に基づかない不正確な批評を防止することにあるとされる。そして、裁判の公開には、次の3つの内容が含まれ得る。第1に、文字通り、裁判における審理を公開のもとで行うということであり、第2に、証拠が公に提出されるされるということであり、第3に、メディアによる、公平で、正確で、かつ即時性を有する裁判報道は、それが厳格に必要であると判断されない限り、裁判所の措置によって制限されてはならないというものである。したがって、制定法やコモン・ローによって認められた例外的な状況でなければ、次の処置を行ってはならない。すなわち、①裁判手続きのいずれの段階においても、メディアや公衆を法廷から排除することを命じたり、許したりすること、②情報を公開の裁判手続きの場に提示することを控えることを許すこと、③裁判過程において出廷した、または証言された人物を、その氏名や住所によって正当に特定することを禁止する措置を含む、裁判手続き全体またはその一部⁽³⁾についての報道を永続的または一時的に禁じることである。

このような裁判の公開は、1913年の Scott 対 Scott 事件⁽⁴⁾における貴族院判決等によって確立されてきた原則である。この事件では、1857年婚姻事件訴訟法 (Matrimonial Causes Act 1857)⁽⁵⁾ によって離婚・婚姻事件裁判所 (Court of Divorce and Matrimonial Causes) に管轄権が移されるまで、婚姻事件を扱ってきた教会裁判所の審理方式、すなわち、「婚姻無効の訴えを非公開で審理し、公衆を排除するばかりでなく、訴訟当事者が、起こったことの詳細を事後に公表することをも制限することを命じる裁判官の権限」が、移管後も適用され得るか否かが問題とされた。このことについて、審理にあたった貴族院の裁判官の 1 人である Viscount Haldane は、次のように述べている。

「…新たな裁判所は、公開ということに関して、この国の他の司法裁判所を統制している一般原則に基づいてその職務を遂行するべきである。…それらの一般原則は、司法が、事件の審理に関する限り、私が後に言及するであろう狭く限定された例外的状況を除いて、公開の法廷において行われなければならないということを求めるものである」。

「…教会裁判所の権限がどのようなものであったにせよ、審理を非公開とする通常の裁判所の権限は、ただ裁判官の裁量に基づくものであることはできず、また、善良な風俗 (public decency) や道徳上の目的のために、審理が非公開で行われることが望ましいとする裁判官の個人的な見解に基づくことはできない。司法が公開の裁判において行われることを求める一般的な原則に対する例外が存在するとすれば、それは、[裁判官以外の] 誰か別の者の申請に基づき、例外の範囲を限定する原則に優越するものでなければならず、さらに、個々の裁判官の裁量にその制限を委ねるものではない」。

この Scott 対 Scott 事件判決は、1979年の司法長官対 Levellers Magazine 株式会社事件判決⁽⁶⁾において、踏襲された。その中で、Lord Diplock は、次のように述べている。

「一般原則として、イギリスの裁判制度は、それが公開で行われることを求められている。仮に、裁判所の行為の方法が公衆の耳目から隠され得ない

ならば、これは、司法の専断または特異性に対する安全装置を提供し、司法に対する公衆の信頼を維持する。裁判の公開というこの原則の適用は、2つの側面を有している。すなわち、裁判所における手続きそのものに関しては、それは、それらがメディアおよび公衆の傍聴する公開の法廷において行われるべきであること、および、いずれにしても刑事裁判においては、裁判所に提出されるすべての証拠が、公に提出されることを要求する。裁判所において行われる手続きの公正かつ正確な報道をより広い公衆一般に公開することに関しては、この原則は、なにもそのことを制限すべきでないということを求めるものである」。

1.2 例外

裁判の公開が原則である一方、裁判所には、自らのもとにおける裁判を統制する固有の権限が認められている。したがって、例外的な状況においては、裁判所は、裁判を非公開で行うことができる。そうした裁判の非公開には、もっぱら制定法の規定により定められた条件が整えば、裁判官の意思とは無関係に実施されるもの（原則的非公開とする）と、当事者等の求めに応じて、裁判官の裁量によって命じられるもの（裁量的非公開とする）が存在するが、裁判の公開が原則である以上、裁量的非公開が求められた際に、非公開を決定するまでには、慎重な検討を要する。

ところで、裁判の公開という原則に例外が存在することは、いくつかの具体例とともに、上記 Scott 対 Scott 事件判決においても確認されている。たとえば、Viscount Haldane は、善良な風俗や道徳的な理由は非公開の根拠としては十分でないとする一方で、具体的に児童の後見や精神疾患に関わる裁判が例外にあたりとし、さらに次のように述べている。

「…一般原則は、この国の裁判、当事者間で争われるそれは、公開の場で行われなければならないというものである一方、この原則は、すでに述べた[児童の後見や精神疾患に関わる裁判の]ような例外に服するものである。しかし、その例外は、それ自身、司法裁判所の主たる目的が、正義の実現の

保障でなければならないという、より基本的な原則の所産なのである」。

したがって、正義の実現という観点から、ある裁判においては児童の保護といった一義的な目的があり、当事者間の紛争の解決がそれに付随するものでしかないとすれば、その一義的目的達成のために、公衆を法廷から排除することが必要だということも、しばしばあり得るのだとしている。そして、それとは別に、公開で裁判を行うことによって裁判の対象そのものが損傷されてしまうような、機密性を有する措置が対象となる裁判もあるだろうことが認められている。その一方で、非公開が例外である以上、それが認められるには、次のように、厳格な立証が要求されるのである。

「しかし、正義の実現のために厳密に必要なものであれば、婚姻事件であれ、当事者間に争いのあるその他の事案であれ、裁判所には、非公開で審理する権限は存し得ない。そのように審理する以外では、いかなる方法においても正義が実現し得ないと主張する者は、通常とは異なる手続きを求めることができる。しかし、その者は自己の主張を証明し、根底にある原則が要求する水準にまでそれを到達させなければならない。その者は、他の方法では、証拠が効果的に法廷に提出し得ないことを証明することができるであろう。その者は、それに続く公表が一時、または完全に禁止されなければならないことさえ証明することができるだろう。しかし、公開での裁判への異議が、公開の法廷における宣誓証言の困難さだけに限定されない場合には、機密性を有する措置に関する事件におけるよりも、婚姻事件における方が、このさらなる結論を得ることが困難であることがわかるであろう。いずれの場合においても、その者は、公衆の排除以外のいずれの方法によっても、正義が実現し得ないことについて、裁判所を納得させなければならない。証拠が不快な性質のものであると考えることだけでは、刑事事件における場合と同じく、十分でなく、また、当事者が、公開の法廷において審理されることに消極的であることにおいて同意している事実も、さらに十分とはいえない」。

司法長官対 *Levellers Magazine* 株式会社事件判決においても、同様のことが確認されている。

すなわち、「一般原則の目的は、司法という目的に資することであるから、特定の裁判手続きの性格または状況が、一般原則の適用が全体として司法を阻害し、もしくは実現不可能にし、または、議会がその保護のために当該原則からの逸脱を制定法上認めているような他の公的な利益を害する場合には、逸脱することが必要かもしれない。しかし、制定法上の例外は別として、手続きを統制するその固有の権限を行使するに際して裁判所が、いずれにしても、一般の原則から逸脱する場合には、当該逸脱は、裁判所が司法の目的に資するために必要であると合理的に信じる範囲において、かつ、その範囲においてだけ、正当化されなければならない。このことによく知られた例としては、刑事事件における自白の証拠採用の可能性に関する“審理内審理 (trial within a trial)”が挙げられる。正当な司法は、陪審が評決に達するまで、何が審理内審理において提示された証拠であるかについて、陪審員が知るべきでないということを要求する。しかし、刑事裁判におけるすべての手続きの公開性に関する一般原則からの逸脱が、これを保証するために必要とされるよりも大きくない場合に正当化される。つまり、法廷における手続きに関する限り、審理内審理は、陪審は退廷しても、メディアおよび公衆は傍聴している公開の法廷において実施されるのである。これらの審理内容の法廷外への公表に関する限り、陪審が知ることとなるかもしれないそれらの公表は、評決に達するまで留保されなければならないが、評決後には公表され得る。尚早な公表のみが裁判侮辱を構成するであろう」。

実際には、裁判所は、裁判の非公開を決定する際に、次のような手続きを踏むことになる。すなわち、裁判官が法曹資格を有するとは限らない治安判事裁判所にあつては、適宜、調査官または法律アドバイザーの助言を求め、次いで、いずれの裁判所にあつても、制定法等により非公開とする権限が裁判所に賦与されているか否かを確認し、その後、司法の利益のために非公開とすることが必要か否か、必要であるならば、どの程度まで非公開とすべきかを検討し、その際には、常に、より制限的でない他の選択肢（たとえば、後述する1981年裁判侮辱法 (Contempt of Court Act 1981) 第4条第(2)

項に基づいて、報道を一時差し止めることなど)が存在しないかを検討し、さらに、メディアまたはその代表に対して、非公開について不服があれば申し立てを行うよう促し、その主張を聴取する必要もあり、非公開の命令を出した後も、必要に応じて、命令の撤回または変更を検討するのである。⁽⁷⁾

次に、裁判が非公開とされる例を、もう少し具体的にみることにする。

1.2.1 要件

裁判が非公開とされることについては、公衆およびメディアの傍聴が制限される場合と、裁判手続きに関連する情報の公開が禁じられる場合が考えられる。さらに、その態様も、制定法の定めにより裁判が原則として非公開とされる場合と、裁判官の裁量によって非公開とされる場合の 2 種がある。ただし、原則として非公開とされる場合でも、そのほとんどについて、裁判官には、一定の条件を満たした場合にはそれを公開に切り替える権限が賦与されている。それでは、まず、どのような場合に、原則として非公開とされるのかを確認することにする。

(1) 原則的非公開

一般的に、少年事件および児童が関わる裁判の手続きは、原則として非公開とされることが多い。たとえば、1933年児童および青少年の保護に関する法律 (Children and Young Persons Act 1933) 第47条は、裁判所職員、訴訟当事者およびその法律上の代理人、証人等裁判に直接関わる者以外では、裁判所が特に在廷を許した者およびメディアの誠実 (bona fide) な代表の傍聴を認めるのみである。それに基づき、2010年刑事裁判規則 (Criminal Procedure Rules 2010) は、第37.2条の第(1)項(c)号において、少年事件の審理の原則非公開を定めている。⁽⁸⁾ また、1989年児童保護法 (Children Act 1989) 第97条は、後見、養子等に関する治安判事裁判所における裁判手続きを非公開とすることを定めた規則の制定を認めるとともに、後見、養子等に関して高等法院、カウンティ裁判所および治安判事裁判所において進められている手続きに関わる児童を特定することを目的とした、または特定する可

能性がきわめて高い資料、ならびに当該児童の住所および在籍する学校を、公衆一般に、または公衆の一部に公表することを禁じている。

そして、家事事件については、2010年家事裁判規則（Family Procedure Rules 2010）⁽¹¹⁾が、その第7.16条で、婚姻およびシヴィル・パートナーシップに関する裁判については、後述の民事裁判と同様に原則公開である旨を規定している他は、原則として裁判は非公開で行われ、⁽¹²⁾非公開で行われた裁判に関する情報を許可なく漏らした者は、裁判侮辱にあたとされる。⁽¹³⁾さらに、訴訟当事者や児童の居住地等は、原則として公開されないことも定められている。⁽¹⁴⁾

ただし、もちろん、児童の利益にとって望ましい場合には、個人識別事項を除外する命令を出すことを前提に、判決を公開の法廷で行うことは十分理にかなっていると⁽¹⁵⁾する判例も存在する。

裁判に関わる一定の情報が原則として非公開とされる例として、まず、多くの性犯罪の被害者は、1992年性犯罪（改正）法（Sexual Offences (Amendment) Act 1992）⁽¹⁶⁾第1条の規定に基づき、氏名等の自らの識別事項が公開されることについて書面によって同意しない限り、生涯にわたって識別事項が秘匿される。

さらに、刑事法院では、審理に先だってなされる証拠採用または法律上の争点に関する審理の内容は、当該裁判が終結するまで、原則として公開され⁽¹⁷⁾ず、また、長期にわたる複雑な、もしくは重大な事件、または重大詐欺事件における準備手続きについても、被告人の氏名や罪状といった特定の事実に関する情報以外は、当該裁判が終結するまで公開され⁽¹⁸⁾ない。また、治安判事裁判所における陪審審理付託決定手続きについても同様である。⁽¹⁹⁾

少年事件については、上述のとおりメディアの代表が傍聴することを認められるが、氏名、住所、通学する学校といった、裁判手続きに関わっている未成年者を特定するおそれのある事項を公表することは禁じ⁽²⁰⁾られている。

さらに、裁判手続きに関連した、善良な風俗を害すると考えられる猥褻な医学的、外科的または生理学的詳細についても公表することは禁じられて

(21)
いる。

(2) 裁量的非公開

通常の民事事件および刑事事件において非公開が認められる場合は、一般的に、裁判官の裁量に基づくものとなる。

1998年民事裁判規則 (Civil Procedure Rules 1998) 第39.2条は、第(1)項において、裁判の原則公開を定め、第(3)項で、以下の場合には、裁判の全部または一部を非公開とすることができる旨を定めている。すなわち、①公開することが、裁判の目的を阻害するとき、②国家の安全保障に関わる時、③個人の財政状態に関する情報を含む、機密情報に関する事項で、公開することが、機密性を害するであろうとき、④児童または患者の利益を保護するために必要なとき、⑤通知なしでなされた申請に関する審理で、公開での審理が被申請人にとって不当である場合、⑥信託財産の管理または相続財産の管理をめぐる非訟事件に関わる時、⑥司法の利益のために、裁判所が必要と判断するときである。

さらに、1998年民事裁判規則第39.2条第(4)項は、裁判所が、当事者または証人の利益の保護のために非開示が必要であると判断する場合には、当該当事者または証人の識別事項の公開禁止を命じることができる旨を規定している。もちろん、この場合にも、当事者または証人の利益は、厳格に判断される。そのことについては、たとえば、次のような判例がある。

かつての職員が不実の請求を行ったことを理由に、法律扶助協会 (Legal Aid Board) から事務所に対するフランチャイズの打ち切りを通告されたソリシタ事務所が、当該決定の司法審査を求めた事件⁽²³⁾において、当該ソリシタ事務所は、法律扶助協会がフランチャイズの打ち切りの理由としていることがら公表された場合には、算出不能な損害を被るであろうことを理由として、1981年裁判侮辱法第11条に基づいて、当該裁判手続きにおける自らの識別事項の開示を禁じるよう求めた。裁判所は、司法審査自体は受理したものの、識別事項の秘匿については、これを拒否した。そこで、ソリシタ事務所は、控訴し、さらに、控訴の結果がどのようなものであれ、控訴審の手続き

においても匿名を求め、匿名を認める命令が出されなければ、控訴を取り下げるか、または控訴の却下に同意する旨を示した。

これに対して、控訴院民事部は、次のように判示して、ソリシタ事務所の控訴を退けた。すなわち、①司法機能の実現のために必要である場合を除いては、裁判の有する公開性を妨げるべきではなく、制定法が当事者の識別事項の保護のために特段の例外を規定していない場合には、司法の適切な運用のために必要な場合に限ってそれが認められるべきであるということ、②訴訟当事者の識別事項の秘匿を認めるか否かを判断する際に、法律の専門家を特別に扱うことを正当化し得る根拠は存しないこと、③識別事項の秘匿の求めを判断する際には、公開にかかる規制の範囲、裁判手続きの性質、秘匿が求められている当事者の識別事項、および当該秘匿の求めの合理性を考慮に入れることが適切であること、④裁判手続きを開始した者は、裁判手続きの公開性に通常ともなう影響を受け容れたと合理的に判断し得ること、および、一般的に、訴訟当事者は、訴訟に関わることに固有の評判および結果として被る可能性のある損害を受け容れなければならないこと、⑤本訴の請求の合理性に関わらず、裁判手続きに関与することの条件として識別事項の秘匿を求めることが認められてはならないこと、ならびに⑥識別事項秘匿の命令の適切さは、個々の状況に依拠することである。

刑事事件についても、民事事件と同様に2010年刑事裁判規則が、治安判事裁判所での裁判に関する第37.2条の第(1)項(a)号において、裁判は原則として公開で行われることを定め、(b)号で、裁判所は、報道制限を課し、情報の公開を留保し、および裁判を非公開で行うよう命じることができると定めている。刑事法院での上訴の審理については第63.7条、および控訴院での上訴の審理については第65.6条に同種の規定がある。

刑事事件における未成年者の保護については、1933年児童および青少年の保護に関する法律第37条が「善良の風俗または道徳に反する犯罪、またはそれらに反する行為についての裁判手続きにおいて、裁判所の見解により、児童または少年である者が証人として召喚された場合には、裁判所は、裁判所

職員もしくは廷吏、または訴訟当事者もしくはその代理人でない、または事件に直接的に利害を有している者でないすべてのまたは一部の者を、当該証人が証言している間、法廷から排除することを命じることができる」と規定し、第39条が、当事者、裁判の対象となっている者もしくは証人として裁判に関わる児童または青少年の氏名、住所もしくは学校を明らかにし、または当該児童もしくは青少年の特定につながる詳細な事項を報じること、および写真を紙上等で公表することを禁じる権限を裁判所に与えている。

また、1999年少年裁判・刑事証拠法 (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) 第25条は、性犯罪に関する裁判において、または証人が脅迫されている、もしくは脅迫される可能性がある⁽²⁴⁾と信じる理由がある場合においては、児童または保護を要する成人の証人が証言する間、一定の者を退廷させる権限を裁判所に認めている。この場合、メディアは、常に排除されるわけではなく、また、排除される場合であっても、1名を代表として任命し、傍聴させることが認められている。

さらに、2010年刑事裁判規則第16.10条には、検察官または被告人が、国家の安全保障を理由として、または証人その他の者の識別事項を保護するために、裁判の全部または一部の非公開での実施を求めることができる旨が規定されている。もちろん、これに関しても、正義の実現のために必要であるか、より制限的でない他の選択肢はないかを検討する必要がある。たとえば、証人をスクリーンの後ろに配置して証言を求め、氏名の頭文字のみで識別するよう命じることなどによっても、非公開を回避することができる⁽²⁵⁾とされる。また、1999年少年裁判・刑事証拠法第46条は、公衆によって自身が証人であると特定されてしまうことの恐怖または苦痛が証人の証言の質、または審理の準備における協力の意欲を減じる可能性が高いと信じる場合には、刑事事件における成人の証人を特定する危険性の高い事項の公表を禁じる権限を裁判所に賦与している。

この他、2010年刑事裁判規則第16.11条は、保釈の申請、召喚状または令状の発給、法律扶助に関する申請など、刑事裁判の予備的な、または付随的

な手続きに関する申請について、これを非公開で審理することができる旨を定めているが、これは、もっぱら手続き上の便宜のためである。

最後に、裁判所は、いずれかの裁判手続きにおいて司法の運用を深刻なまでに害する実質的な危険を回避するために必要であると判断する場合には、1981年裁判侮辱法第4条第(2)項に基づいて、公正かつ正確な裁判の即時報道を一時的に差し止めることができる。いずれにせよ、このような報道を制限する命令を検討するに際しては、裁判所は、制限の必要性と、裁判の公開および表現の自由という公益を衡量し、制限の必要性が、説得力をもって立証されたということ、および命令の内容が、目的を達成するために必要とされる程度を超えないことを確信しなければならない。裁判報道の規制は、公衆の関心事に関する報道が可能か否かということに影響を及ぼすので、メディアの利益に直接的に関わるものであるから、可能な場合には、報道規制が出される前に、または、裁判所が少なくとも現状では緊急の必要性があると判断する場合には、規制がなされた後、できるだけ早い段階でメディアに不服を申し立てる機会が与えられるべきであるとされる。⁽²⁶⁾

なお、1960年司法に関する法律（Administration of Justice Act 1960）⁽²⁷⁾の第12条は、次に挙げる裁判について、非公開で行われた裁判に関する情報を公表することは、裁判侮辱にあたる旨を規定している。すなわち、児童に関する裁判、精神疾患に関する裁判、国家の安全保障を理由として非公開とされている裁判、発見または発明のような機密性を有する事項が対象となっている裁判、および、裁判所がそれについての情報の公表を明示的に禁じた裁判である。これら以外の事案については、司法の運用を深刻なまでに害する実質的な危険を創出しない限り、機密保護違反または裁判侮辱にはあたらない。⁽²⁸⁾

1.2.2 範囲

非公開での裁判が決定された場合でも、必ずしもすべての公衆が法廷から排除されるわけではない。とりわけメディアに限って公開が認められる場合

がある。たとえば、国王対 Waterfield 事件⁽²⁹⁾では、被告人は、映画を含む猥褻物の密輸に関して起訴され、証拠として22本の映画の内容が陪審に示されることになった。そして、その間、公衆およびメディアは法廷から排除されることになったが、その理由は、猥褻な嗜好を満足させることのみを目的とした傍聴人が醸成する雰囲気であるとされた。映画の内容が陪審に示された後、審理は、再度公開のもとで進められ、一部の罪状について有罪とされたが、被告人は、映画の内容を示すことは審理の一部であり、公開でなされなければならない、したがって、公衆を排除した裁判官の決定は、重大な原則からの逸脱であり、裁判は無効となると主張して控訴した。これに対して、控訴院刑事部は、次のように判示した。すなわち、映画は証拠物件であり、映画の内容を示すことは、陪審による証拠物件の審査に他ならず、一般の公衆は、裁判所に提示された証拠の閲覧を認めるよう主張する権利を有しない。陪審員がどこにおいて、およびいかなる条件の下で証拠物件を閲覧または閲読すべきかは、裁判官が決することがらであり、裁判官が、法廷外において、または閉鎖された法廷内でそれを行うと判断する場合には、そうする権限を有している。しかし、「公衆は、自身の意見の基礎となる情報の獲得のためにメディアに依拠しなければならない。しかるに、主張されているように、猥褻映画が常に閉鎖された法廷において示されるのであれば、メディアは、公衆に対して、公衆が望み、かつ世論の形成に不可欠な情報を提供することができない。公衆が、メディアを通じて、陪審の一部が猥褻ではないと判断している映画がいかなる類のものであるかを知れば、“もう十分 (enough is enough)” というかもしれない。一方、公衆がそれを知ることができなければ、猥褻な嗜好を有する者が公衆の一部を説いて、反啓蒙的な検察当局が、ある種の映画に、長い間棄てられていた性行動の基準を満足させる検閲制度を課そうとしていると確信させるかもしれない。したがって、本裁判所には、通常、映画が陪審員に示される場合であって、裁判官がそれを閉鎖された法廷内で行うと決定する裁量を行使する場合には、メディアの代表の傍聴が認められるべきであると思われる」。

しかし、公衆が法廷から排除される場合に、メディアの傍聴を認めることは、必ずしも絶対的な原則とはいえない。Crook 事件⁽³⁰⁾では、2 箇所の治安判事裁判所において、裁判手続きの一部が非公開とされたことに対するフリーランスの記者の抗告はいずれも退けられている。この事件において非公開とされたのは、第 1 の事案においては、罪状認否に先だって、宣誓に際して陪審を傍聴席からみえない位置に着席させるか否かの判断であり、第 2 の事案においては、遅刻をしてきた陪審の処遇をいかにするか⁽³⁰⁾の判断であった。いずれの事案においても、非公開とされた時間は、それぞれ午前10時50分から午前11時35分まで、および午後12時30分から午後12時40分までときわめて短時間であった。

控訴院刑事部は、次のように判示して、当該記者の抗告を棄却している。

公衆を排除する理由がメディアには適用されない国王対 Waterfield のような事案は存在するであろう。その事案において公衆を排除する理由は、猥褻な嗜好を満たすこと以外の利害を有しない者が創出するかもしれない雰囲気であった。しかし、メディアの役割の重要性は十分に認めるものであるが、一般原則として、メディアの排除と公衆のその他の成員の排除の間に区別を設けることは正しくはないであろう。それを正当化するために必要とされる厳格な基準を適用して、公衆の排除が必要である場合にメディアに有利な例外を設けることは、通常は正しくないであろう。被告人の家族、主張されている犯罪の被害者の他にも、メディアと同様に裁判手続きに利害を有し、傍聴が認められるべきことに有利な根拠を有しているような、事件に直接関わる者は、しばしば存するであろう。メディアの代表が傍聴を許される一方で、それらの者が排除されるのであれば、真の意味での不平の原因となり得る。本件の事実に関して、メディアと公衆の他の成員の間に区別を設けることを正当化し得る根拠は存しない。

1.2.3 その他

なお、1981年裁判侮辱法第 9 条によって、いかなる裁判においても、審理

内容を録音することは認められていない。裁判所は、記憶を助けるものとして録音装置を使用することを許可する裁量を有しているが、その場合でも、録音内容を報道することは許されない。裁判所は、録音許可を与え、留保し、および撤回し、ならびに録音に条件を付する裁量を有しているが、その行使に際しては、次の要因を考慮に入れる。すなわち、①録音の許可を求めている者が、訴訟当事者であるとメディアであることを問わず、録音することに合理的な必要性が存在するか、②録音内容が、法廷外で証人に事情を知らせることの目的のために使用される危険性はないか、そして、③録音することが裁判手続きを妨害し、証人その他の関係者の注意散漫もしくは憂慮の原因となる可能性はないかである。⁽³¹⁾

それでは、次に、イギリスにおいて、裁判報道に携わるメディアが最も注意を要する法制度と評されている、裁判侮辱について概観することにする。

2. 裁判侮辱

裁判侮辱の起源は古く、そもそもは、「裁判所は法廷に提起された事案を外部からの影響によって妨害されず、また、束縛されることなく自由に判断しなければならぬ」というコモン・ロー上の原則から派生したものであるとされ、次のように細分することができる。第 1 に、「法廷における侮辱 (contempt in the court)」であり、法廷における示威行為や、在廷する人物を侮辱することなどがこれにあたる。第 2 に、「法廷外での侮辱 (contempt out of court)」であり、これは、さらに 4 つに分類できる。すなわち、①裁判の終結後における証人または相手方への復讐、②裁判官の公平さまたは誠実さに対する批難といったような、裁判に対する中傷、③裁判所の命令に対する不服従、および④意図的であると否とに関わらず、特定の裁判手続きにおいて司法の遂行を妨害する行為である。いずれにせよ、それは、特定の事件に関して、または一般的に、司法の遂行を妨害し、毀損し、もしくは濫用する傾向のある行為を裁判所が防止し、または罰する手段であり、その目的は、裁判所の尊厳を守るのではなく、裁判制度全体の運用および法の基本

的至高性を保護することにあるとされる。裁判侮辱は、一定の例外を除いて、期間もしくは金額に制限のない懲役または罰金が科され得る犯罪であり、法務長官（Attorney General）の起訴に基づき、陪審を要しない略式手続き⁽³²⁾によって審理される。

ただし、ことメディアとの関係においては、上記コモン・ロー上の裁判侮辱よりも、1981年裁判侮辱法⁽³³⁾に基づくそれの方がより大きな影響力を有する。むしろ、1981年裁判侮辱法はコモン・ロー上の裁判侮辱を廃止してはいないので、未だコモン・ロー上のその適用を受けることもあるが、それは、1981年裁判侮辱罪法の適用を受けない領域に限られる。

1981年裁判侮辱法の特徴の1つは、裁判侮辱について「厳格責任（strict liability）の原則」を明文で定めたことにある。つまり、故意であるか否かは、裁判侮辱が成立する要件とはならないのである。その第2条によれば、厳格責任原則に基づいて裁判侮辱が成立するのは、報道の対象となっている裁判手続きの過程（course of justice in the proceedings）を深刻なまでに妨害し（impede）、またはその公正さを害する（prejudice）実質的な危険（substantial risk）を創出する報道で、しかも、報道の時点において、当該裁判手続きが、進行中（active）である場合とされる。したがって、実際に報道が裁判に何らかの影響を及ぼしたとする「結果」は必要なく、その「危険」があれば足りる。以上の要件を、判例にしたがって、もう少し詳しくみることにする。

2.1 成立要件

まず、「裁判の公正さを害する」ことの趣旨であるが、判例によれば、単に裁判過程を害し、またはその公正さを害するであろう実質的な危険を創出したことでは足りず、公正さを「深刻なまでに」害する実質的な危険を創出したと裁判所が信じる必要がある。そして、害の程度は、報道がなされた時点で個別に評価せねばならず、それを判断するには、当該報道が陪審となり得る可能性の存する者に視聴または閲読される蓋然性、報道の時点で一般

読者等に報道内容が与える潜在的影響、および裁判の時点で仮想される陪審に与える影響の残留性を考慮しなければならないとされる⁽³⁴⁾。したがって、より早い段階での報道によって、すでに裁判の公正さが害される何らかの危険が存していたという事実だけでは、最も新しい報道が、より一層の危険を創出したという認定を排除することはない⁽³⁵⁾。

さらに、その判断に際しては、特に、審理の時点で仮想される陪審に対する影響の残留性を考慮すべきであるので、次の 2 つの場合には、最も深刻な害の危険が存するとされる。すなわち、第 1 に、報道が審理と同時になされた場合である。なぜならば、陪審員は、単なる毎日の習慣としてではなく、むしろ、特別な関心をもってその記事を読むであろうからである。第 2 に、報道が、それ自身としては証拠として許容され得ないような偏向した情報を公表する場合である⁽³⁶⁾。したがって、被告人の名前を掲載した上で、その逮捕から審理開始までの間に、その有罪を事実として報じるような記事を掲載することは、軽々になされてよいわけではない。この点では、しばしば、有罪答弁の扱いが問題となる。容疑者が現行犯で逮捕された場合はともかく、そうでない場合には、どれほど強力な証拠があっても、被告人が無罪の答弁をし、陪審審理を選択する現実の可能性が常に存在することに注意しなければならず、また、複数の犯罪について起訴されている被告人が、一部についてのみ有罪答弁をし、残りについてそれを否定している場合に、メディアが「被告人は一部の起訴事実について有罪答弁をした」と報じれば、それは、裁判官をして審理を中止させしめ、新たな陪審を召喚しての審理のやり直しを命じさせしめる十分な原因となり得る、したがって、裁判侮辱罪で起訴され得るということにも留意すべきである⁽³⁷⁾。

それでは、裁判過程を妨害し、またはその公正さを害する「危険」が実質的なものであるか否かは、どのような基準で判断されるのであろうか。

まず、裁判の公正さを害する危険の程度も、裁判の最終的な結果に関わらず、報道がなされた時点で評価されなければならない⁽³⁸⁾。さらに、「実質的な危険」とは、些細 (remote) なものでは不十分であり、実質のない (insub-

stantial) ものでは成立せず、現実 (real) のものでなければならない。さらに、それは、理論的 (theoretical) なものでは足りず、實際上 (practical) のものでなければならないとされる。⁽⁴⁰⁾

より具体的な例としては、被害者が犯人を特定できていない場合において、容疑者の氏名や写真を掲載または放送することによって証人などに予断を与えてしまわないよう、法務長官が氏名および写真の掲載等を控えるよう求める警告を発していたにもかかわらず、それにしたがわなかったといった特別な事情があれば、実質的な危険の立証は容易になる⁽⁴¹⁾一方、テレビについては、放送時間の短さおよび頭の中で再生不可能なその性質、記事については、それが掲載されている新聞の発行部数の少なさ、ならびに、報道全般については、それがなされた日時と裁判の開始が想定される日時との間の長期の断絶といった要素は、繰り返し報道がなされていない限り、危険を減じる理由となる。一般的に言えば、報道された時期と裁判の開始が近ければ近いほど、公正性を害する危険性は高くなり、時間が経過すれば、公正さに害をなすような記事の掲載であっても、その危険性は減衰し、または消失すると考えるのが現実的である。その結果、内容だけをみれば、なされるべきではなかったと判断され得る報道であっても、裁判侮辱が成立するほどではないとされる⁽⁴²⁾こともあり得るのである。

また、報道がなされるタイミングも判断材料となる。それは、裁判前に陪審が記事を読んでも、その段階では、それに関心を抱く特段の理由が存しないから、影響を受ける可能性は低いが、裁判の最中に記事が掲載されれば、陪審がそのときまでにきわめて緊密な関心を抱いた主題をそれが扱っている以上、影響を及ぼす可能性⁽⁴³⁾があるからである。

なお、「裁判侮辱が成立するためには、深刻な害が報道から生じたであろうことを示すことのみが必要であるが、その深刻な害は、裁判の中断または有罪判決に対する上訴を正当化するに足る害を意味する」とする考えも⁽⁴⁴⁾ある。この点では、裁判手続きの開始前から、長きにわたって敵対的な報道にさらされ続けた被告人が、当該報道のために公正な裁判を受けることが期

待できないとして裁判の中止を主張し、または公正な裁判が受けられなかったとして上訴する事案が、しばしばみられるが、それらは認められないことが多い。たとえば、10名の女性を殺害したとされる Rosemary West の事件では、敵対的な報道のために、公正な裁判を受けることができなかったとの主張に対して、裁判所は、その主張を受け容れると、国民を震撼させた殺人事件の場合に、被告人を裁判にかけることができなくなってしまうとし、さらに、裁判官が陪審に対して、法廷に提出された証拠のみに基づいて評決を出すよう、効果的に警告を与えれば、陪審がそれにしたがわれないと信じる理由はないとして、それを退けている。⁽⁴⁵⁾ 同様に、9年間にわたる敵対的報道にさらされてきた被告人が、手続きを中止すべきだと主張したが、裁判手続きは、報道の如何に関わらず、公正な裁判過程が保障されるように企図されており、また、刑事法院の裁判官は、注意深く陪審に指示を与えているとして、その主張を退けた例もある。⁽⁴⁶⁾ どちらの判決においても、裁判官が陪審に対して適切な指示を与えていることが、重要な判断材料となっている。したがって、「上訴を正当化するに足る害」が、裁判侮辱成立の要件である「裁判の公正さに対する深刻な害」にあたるとしても、単にある程度の期間、敵対的報道にさらされているというだけでは上訴理由とは認められず、裁判侮辱も成立しないことになる。

いずれにせよ、報道の時点で創出された裁判過程への危険の評価に際しては、当該危険が、「事前の抑制または事後の制裁を、民主主義国家として報道の自由に価値を置き、かつ、それを守る社会における適切な対応とする」ほどのものかどうか最終的に判断されなければならない。⁽⁴⁷⁾

最後に、法的手続きが「進行中」となるのは、いつからいつまでなのかという点であるが、1981年裁判侮辱法の規定によれば、刑事手続きについては、裁判前の一定段階、すなわち、現行犯逮捕や逮捕状の発給などに始まり、無罪評決や刑の宣告などをもって終結する。⁽⁴⁸⁾ その他の裁判手続きについては、裁判の日程が設定されたとき、または、そのような設定がなされない場合には、裁判の開始から始まり、判決や訴えの取り下げをもって終了する

ことになっている。⁽⁴⁹⁾ただし、刑事手続きにあっては、警察が、常に逮捕者の氏名を公表するとは限らず、また、逮捕状が発給されたことを知らせないこともあるので、刑事手続きが「進行中」であるか否かの確信がもてない場合には、より慎重になる必要があるであろうし、どの程度「進行」しているかを把握しておく必要がある。たとえば、いわゆる「面通し (identity parade)」の6週間前に殺人の容疑者の写真を掲載したことが裁判侮辱にあたるとされた事案では、写真を掲載した時点では、面通しが近く行われることを知らなかったと主張した編集者に対して、裁判所は、写真の掲載が犯人確認の土台を深刻なまでに掘崩すことは明らかであることを認めた上で、①被疑者が逮捕され、殺人罪で起訴されたこと、②被疑者が、おそらく無罪の答弁をするであろうこと、そして③裁判では、被疑者が犯人と同一であるかどうか争点になる可能性がきわめて高いことを当該編集者が知っていた旨を指摘し、これは、明らかに、面通しが実際に予測される状況であり、いかなる編集者もそのことに気づくべきであるとした例がある。⁽⁵⁰⁾

ちなみに、前述のように、1981年裁判侮辱法は、その第6条で、コモン・ロー上の裁判侮辱の成立を妨げないものとしているので、厳格責任の原則のもとでは裁判侮辱にあたらない行為であっても、たとえば、裁判過程の公正さを害する特定の意図をもってされる行為は、コモン・ロー上の裁判侮辱を構成し得る。したがって、進行中または審理開始直前の裁判手続きに関わりのない行為であっても、裁判過程の公正さを害する意図をもってしていたことが立証されれば、裁判侮辱が成立し得る。たとえば、記事が掲載された時点では、何らの裁判も開始されていなかったとしても、私訴を行うことを奨励し、かつ財政的に援助すると同時に、当該私訴が関わる事件の記事を掲載することは、コモン・ロー上の裁判侮辱を構成するに足りる。⁽⁵¹⁾ただし、報道の時点で、行為者が裁判の公正さを害する明確な意図を有していたということが、合理的な疑いを超えて立証されなければならないことはいうまでもない。⁽⁵²⁾

2.2 Sunday Times 対連合王国事件

ここまで述べてきた判断基準にしたがって裁判侮辱成立の可否を判断するにあたっては、裁判所が、公正な裁判を受ける権利のみならず、報道の自由および言論の自由についても配慮しなければならないことはいうまでもない。2000年の10月に発効した1998年人権法 (Human Rights Act 1998) ⁽⁵³⁾ によって、イングランドにおいても人権および基本的自由の保護のための条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. いわゆるヨーロッパ人権条約。以下、「人権条約」と略する) ⁽⁵⁴⁾ が国内法化された現在では、なおのことである。

そもそも、1981年裁判侮辱法が制定された背景には、1979年に、Sunday Times 対連合王国事件において、ヨーロッパ人権裁判所 (European Court of Human Rights. 以下 ECHR と略する) が、報道の差止めを認めた貴族院の判決を、表現の自由を定めた人権条約の第10条に違反すると判断したことがある。その判決において、ECHR は、「[本件において] 裁判所が直面しているのは、[公正な裁判を受ける権利と言論の自由という] 2つの原則のどちらをとるかという問題ではなく、[人権条約第10条第2項に規定されている] ⁽⁵⁵⁾ いくつかの例外に服するという言論の自由の問題であ」るとし、「そのような例外は、狭く解釈されるべきのみならず、誰もが自己の行為の法的効果に関して合理的な確かさをもって表現の自由を行使できるように、国内法において、十分に明確で、かつ曖昧でない基準を前提としなければならない」 ⁽⁵⁶⁾ と述べたのである。

そのため、1981年裁判侮辱法は、裁判侮辱における厳格責任の原則を定める一方で、その原則の例外を2つの場合について認めている。その1つが第4条の「裁判内容の即時報道」であり、もう1つが、第5条の「公的関心事の議論」である。ただし、規定の仕方からみてもわかるように、「裁判侮辱における厳格責任」が原則で、第4条および第5条は、あくまでも例外規定である。裁判侮辱が表現の自由の例外となることは当然として、あとは、その基準の問題ととらえられているようである。そのような姿勢は、1981年裁

判侮辱法の成立以降も、裁判侮辱に関する判決の中にしばしばみてとれる。たとえば、前述した写真掲載をめぐる Sun 紙に対する判決は、次のように述べている。

「報道の自由は、民主主義社会にあってはきわめて重要な価値である。他の価値が報道の自由に道を譲ることもしばしばであるが、刑事裁判が進行している間は、もう1つの公益、すなわち、刑事裁判全体の健全性が重要である。司法それ自体が保護されなければならないのであって、刑事裁判が行われている間は、裁判過程を妨害し、またはその公正さを害する実質的な危険を創出するものはなんであれ、報道されてはならない⁽⁵⁷⁾」。

いずれにしても、Sunday Times 対連合王国事件の内容をもう少し詳しくみることにしたい。

(1) 事実の概要

この事件は、1974年1月19日に Sunday Times 紙の発行元 (Times Newspapers Ltd)、編集者 (Harold Evans) および記者グループによって、ヨーロッパ人権委員会 (European Commission of Human Rights。以下人権委員会と略する) に申請されたものであるが、この発端は、1972年9月24日の Sunday Times に掲載された、製薬会社の責任と損害評価の方法についての法の甘さを批判する記事にある。

その記事は、いわゆるサリドマイドの副作用をめぐる、被害者となった子どもたちが製薬会社、Distillers Company (Biochemicals) 株式会社 (以下 Distillers と略する) を非難していること、和解交渉の中で当該製薬会社が提示している金額が会社の売り上げや資産と比較するときわめて低いので、それ以上の金額を申し出るべきことを述べるものであった。Distillers は、当該記事が裁判侮辱にあると法務長官に申し立てたが、法務長官は、当初、裁判侮辱の手続きには入らなかった。しかし、Sunday Times 紙の編集者は、異なる手法でさらに新たな記事を用意し、それを法務長官に送った。法務長官は、新たな記事は裁判侮辱を構成すると判断し、記事の差止めを求めて、高等法院合議法廷に提訴した。高等法院が差止めを認めたのに対

し、控訴院は、当該記事は、公的な関心事について、著者が真実であると誠実に信じて記したコメントを含むものであり、また、裁判手続きが長きにわたって休止状態にあり、新たな展開もなく、また、当面ありそうもないので、進行中の裁判の公正性を害するものとはいえないとして、差止め請求を退けた。これに対し、貴族院は、次のように述べて、差止めを再度認めたのである。

すなわち、記事が、現実の危険を創出し、そのために公正な裁判が害されるような状況にあっては、係争中の特定の問題の是非について見解を述べた記事を掲載することは、裁判侮辱にあたる。裁判侮辱の法的目的は、適切な裁判運営という公的利益であって、それは、裁判によって提起された問題の討議といった公的な利益を凌駕するものである。被告の提案した記事は、進行中の裁判によって提起された問題、すなわち製薬会社がサリドマイドを販売したことが不法行為にあたるかどうかということの詳細な検証からなっており、その掲載は、明らかに裁判侮辱にあたる。また、訴訟の提起に向けた何らかの行動が起こされていなくとも、和解のための交渉がためまず行われているのであるから、裁判が休止状態にあるとはいえない。訴訟当事者に対して、当該当事者が同意することを欲しない条件をもって和解に応じるよう説いて勧めるがごとく、不当な圧力をかけることは、裁判侮辱にあたる。訴訟当事者は、民事裁判にあって、裁判への干渉から自由であるのと同様に、⁽⁵⁸⁾ 和解交渉への干渉からも自由である権利を有している。

これに対して、Sunday Times 紙側が、表現の自由を定めた人権条約第10条、差別の禁止を定めた第14条、条約の定める目的以外で権利および自由を制約してはならないとする第18条に違反するものとして、人権委員会に申請を行ったのである。

(2) ECHR の判決

この問題に対する ECHR のアプローチは、きわめて明確である。すなわち、「人権条約第10条第1項が保障する、申請人による表現の自由の行使に対して、“公的機関による制約”があったことは明確である。そのような制

約は、第2項の定める例外の1つに該当しない場合には、第10条に“違反”することになる。したがって、本裁判所は、本件における制約が、“法によって規定され”ているか否か、第10条第2項に基づく正当な目的を有しているか否か、および、その制約が上記目的の実現のために“民主的社会において必要とされる”か否かを、順に検討しなければならない」ということである。

まず、この事件において、最終的に貴族院が認めた差止めは、法によって規定されたものであるかであるが、申請人は、裁判侮辱に関する法が不確定的であり、かつ曖昧であること、貴族院の判決によって認められた原則が新奇なものであり、法によって規定されたとはみなせない旨を主張した。これに対して、ECHRは、まず、第10条第2項の「法」という文言が、制定法のみならず、不文法をも含むものであり、したがって、裁判侮辱がコモン・ローによって創設されたものであるか、制定法によるものであるかは重要ではないと前提した上で、制約が法によって規定されたものと判断されるためには、次の2つの要件を満たす必要があるとした。すなわち、認知可能性（accessibility）および予見可能性である。第1の要件は、所定の事案に適用され得る法原則について、市民が適切な指示を得ることができなければならないということであり、第2の要件は、市民が自己の行動を統制することを可能とするほど十分な正確性をもって制約が定式化されていなければならない。また、必要な助言さえあれば、合理的な程度まで、所与の行為がもたらす効果について予見できるほどに定式されている必要があるということである。さらに、本件においては、高等法院合議法廷が、主として、係争中の裁判において、訴訟当事者に公的な圧力をかけることによって和解内容に影響を及ぼそうとする試みが裁判侮辱にあたるものに対して、貴族院は、係争中の裁判において提起された争点に対して、裁判に基づかない公衆による判断をもたらす、またはもたらす可能性のきわめて高い素材を公にすることも裁判侮辱にあたる1つの理由であるとしている。上記の2つの要件に照らせば、高等法院が依拠した公的な圧力については、申請人はその新奇

性を主張せず、また、貴族院が依拠した裁判に基づかない判断については、すでに公にされているいくつかの資料に、その概念を見いだすことができるので、正確性には疑問が残るものの、申請人が合理的な程度にまで予見することは可能であった以上、どちらの判決理由も新奇のものとはいえず、法によって規定されたものということができるとした。

次に、記事の差止めが第10条第2項に基づく正当な目的を有しているかであるが、ECHRは、裁判侮辱の目的が第10条第2項の「司法の権威および公正さの維持」であると認め、貴族院では、提案された記事が司法の公正さに影響を及ぼすことは判決の理由とされていないので、それを考慮から外すとした上で、貴族院が、主として、裁判に基づかない判断は法の運用または司法の軽視につながること、製薬会社を公的な圧力または公衆による裁判に基づかない判断にさらすことは、紛争の当事者が裁判所に頼ることを一般的に抑制すること、メディアによる裁判に基づかない判断は、司法の適切な運用とは相容れない、「紙上裁判」の危険を創出すること、裁判所には、訴訟当事者を裁判に基づかない判断から保護する責務があることなどを判決理由としていることから、申請人の自由に対する制約は第10条第2項に基づく正当な目的によるものであると判断した。

そして、最後に、その制約が“民主的社会において必要とされる”か否かについて、ECHRは、争点となっている制約が差し迫った社会の必要性に対応するものであるか否か、正当な目的を達成するために相応なものか否か、および、締約国の機関による当該制約の正当化事由が、第10条第2項に基づいて関連があり、かつ十分なものか否かを判断しなければならず、そのために、差止めの対象となっている事項、差止めが決定された際のサリドマイド薬禍訴訟の状況、および当該訴訟および差止めの許可をとりまく状況を検証する必要があるとした。その上で、まず、差止めの主たる対象は、提案された記事であり、したがって、当該記事が潜在的に有する影響に関する各裁判所の判断が、司法の権威の維持に関連しているか否かを判断する必要があるとする。前述のとおり、差止めを認めた1つの理由は、製薬会社に社会

的な圧力がかかることにあった。しかし、1972年においても、すでに Distillers には圧力がかけられており、当該の記事がさらに圧力を付加するということは、おそらくなかったであろうとする。また、貴族院は、裁判所の判決よりも前に、裁判の対象となっている事項に関する意見を公衆が形成してしまう、または、訴訟当事者が「紙上裁判」に耐えなければならないとするならば、法の運用に対する軽視がもたらされ、裁判所の機能が損なわれるという懸念を強調するが、提案されていた記事は、穏当な表現で表現されており、一方の側の証拠のみを提示し、裁判所が達し得る結論がただ1つしかないといったことを主張するものではなかった。また、製薬会社に不利な証拠の詳細な分析を含むものではあったが、製薬会社に有利な主張も概括し、「これといった明確な答えはないように思われる」という文で結んでいるので、したがって、仮に当該記事が公表されたとしても、それが与える影響は読者によって違ったであろうから、ある読者にネグリジェンスに関する意見を形成させる影響があったとしても、司法の権威を害する影響があったとまではいえないであろうとする。

さらに、差止めが決定された際のサリドマイド薬禍訴訟の状況については、和解交渉中であったと認めた上で、係争中の裁判における和解交渉への介入の防止は、厳密な裁判用語上の意味での裁判手続きへの介入の防止に劣らず、正当な目的であるとした。しかし、想起されるべきことは、ただ、和解交渉が複数年にわたり継続する長いものであって、記事の公表が差し止められた時点では、審理と呼べる段階には到達していなかったということのみであるとする。

そして、表現の自由のもつ公益と公正な司法のもつ公益との均衡が問題であって、差止め命令は、一時的なものであり、また、1976年に Sunday Times 紙の新たな記事が用意され、状況が変化した時点で、天秤が再度、他方に傾いたのだとするイギリス政府の主張を引いて、差止めが決定された際のサリドマイド薬禍訴訟の状況、および当該訴訟および差止めの許可をとりまく状況を検討する必要があるとした。その上で、次のように述べ、11対

9 の多数で、提案された Sunday Times 紙の記事への差止め命令は、人権条約第10条に違反すると結論づけた。

裁判所は、紛争を解決する場であるが、そのことは、それに先だって、他の場所での、すなわち、専門知識を有する記者、メディア一般、または公衆一般による議論があり得ないということを意味しない。さらに、マス・メディアは、適切な司法の運用のために設けられた限界を超えてはならないが、他の公益に関わる分野と同様に、裁判所において行われる事項に関する情報および考えを伝える義務を負っている。マス・メディアがそのような情報または考えを伝える義務を負っているだけでなく、公衆は、それらを得る権利を有している。

したがって、争点となっている制約が民主的社会において必要であるとされるような十分な理由に基づいているか否かを評価するためには、事案におけるあらゆる側面の公益性を考慮しなければならない。本裁判所が直面しているのは、2つの抵触する原則の間での選択ではなく、表現の自由という原則が、狭く解釈されなければならない例外に服するか否かということの判断である。問題となっている制約が第10条第2項に列挙されている類の例外に属するというだけでは不十分であり、また、その対象となっている事項が特定のカテゴリに、または、一般的な、または確固たる文言で定式化されている法原則にあてはまるので、当該制約が課されるというのでも十分ではなく、本裁判所は、当該制約が、特定の事案においてみられる事実および状況に照らして必要であるということを確認しなければならない。

本件においては、多くの被害者の家族は、関連する法律上の困難を知っておらず、背景にある事実およびとり得る解決策すべてを知ることによって重要な利害を有している。その流布が司法の権威を害するおそれがあるであろうことが、きわめて確実であると思われる場合にのみ、家族らにとってきわめて重要な当該情報は、留保されることができる。

Sunday Times 紙の記事が、予定どおりに公表された場合には、製薬会社は、公に、かつ審理に先だって、事実についての自らの主張を展開する義務

を感じたかもしれないということは確かであろう。しかし、そうした事実を、単に、係争中の裁判の背景を構成するものであるという理由だけで、公益に関わる事項から除外されるわけではなく、たとえば、一定の事実⁵⁹に光をあてることによって、当該記事は、社会における不確実で、かつ啓発されていない議論に対する抑止力として働くかもしれないのである。

以上のことから、本裁判所は、争点となっている制約が、人権条約の意味における表現の自由の有する公益を凌駕するような、十分に差し迫った社会的必要性に対応したのではなく、したがって、申請人に課された制約の根拠は、人権条約第10条第2項に基づき十分であるとはいえないと考える。すなわち、正当な目的の遂行に相応するものではなく、民主的社会において司法の権威の維持のために必要であるとはいえないので、第10条に違反すると判断するものである。

2.3 裁判内容の即時報道

それでは、1981年裁判侮辱法第4条および第5条は、実際にはどのように適用されているのであろうか、まずは第4条からみることにする。

第4条の規定によれば、公開で審理されている裁判の内容について、公正かつ正確に報告する報道には、厳格責任の原則は適用されない。それでは、「公正かつ正確な報告」とは何か。少なくとも現代的な意味における裁判侮辱の目的は、前述のごとく、陪審や証人に予断を与えるような行為を抑制し、裁判の公正さを維持することにあるから、その目的を害しない限り、裁判侮辱は成立しがたい。その一方で、陪審に予断を抱かせる可能性があれば、それは、「公正かつ正確な報告」とはいえず、裁判侮辱が成立する可能性が存する。たとえば、Soham における児童2名の殺害をめぐる事件の裁判では、裁判官が、陪審審理に入る前に、メディアに対して公正な裁判が維持できるよう守るべき義務について、次のような内容の警告を発した。

すなわち、メディアは、即時のニュースを報道せんがために、結果として禁止命令の対象となるかもしれない報道を行わないように注意しなければな

らない。最も重要なことは、陪審に対して、公正かつ公平に審理する適切な機会が与えられるよう保障することである。記者は、法廷で起こったことを、正確に、かつ感情的にならずに報道する義務を負っている。それは、裁判所に対してのみならず、社会全体と被害者の遺族に対しても負っている義務である。確かに、公正な裁判を害することによって利益を得る者がいるとは考えにくい、極端に色のついた、そして、あまりにも怒りの感情をかき立てるような報道は、裁判侮辱には該当しなくとも、すべての遺族や公衆に対してメディアが負っている義務に違反することになる。⁽⁶⁰⁾

また、証拠としての妥当性などの法的問題が生じた場合、その解決を図る間、陪審を退廷させることがあるが、裁判が終結するより前に、当該法的問題についての報道がなされることによって、当の陪審がその内容を知ってしまえば、陪審を退廷させるそもそもの目的が損なわれることになる。このような場合には、裁判侮辱が成立する可能性がある。

さらに、報道内容に何らかの付加的情報が含まれている場合、とりわけ、裁判所が審理のやり直しを命じなければならない事態を招来するような情報が付加されている場合には、裁判侮辱が成立すると考えてよい。たとえば、アジア系の青年にプレミア・リーグの選手が暴行を加えたとされる事件の裁判では、当該暴行が人種差別的な動機に基づくものであったか否かが争われたが、11週間にも及ぶ審理の後、評決審議中の陪審が週末に帰宅を許されているさなかに、Sunday Mirror 紙が、暴行は人種差別的動機に基づくものだったとする被害者の父親のインタビュー記事を掲載したのである。しかも、裁判官の指示によれば、被告人らの行為が人種差別的動機に基づくものである証拠はなかった。審理はやり直しを余儀なくされ、裁判所は、これを裁判侮辱罪と判断し、7万5,000ポンドの罰金と、当該裁判侮辱罪審理のための裁判費用として5万4,000ポンドの支払いを命じている。⁽⁶¹⁾

このような、付加的な情報でしばしば問題となるのが、被告人の前科であるが、これは、前述のように、それがどれほど裁判過程の公正さを深刻なまでに害する実質的な危険をもたらしたかによって判断される。なお、すでに

周知となっている情報でも、付加的情報の例外とはならない。たとえば、1981年には、2名の被告人がかつて拘置中に脱走した旨を想起させる記事を、当該被告人の裁判の進行中に掲載した Guardian 紙は、陪審には脱走の事実が伝えられてはいなかったこと、および裁判が中止され、翌年、審理をやり直さなければならなくなったことなどから、裁判侮辱にあたる判断された。

ところで、すでに述べたように、第4条はその第(2)項で、裁判過程の公正さを害する実質的な危険を回避するために必要と判断される場合には、裁判所が裁判内容の全部または一部の報道を延期させることができる旨を規定している。⁽⁶²⁾ 条文の構成上、これは、「裁判内容の即時報道」の例外にあたるのであるが、実際には、第(2)項に基づく延期が命じられていたか否かは、「裁判内容の即時報道」が裁判侮辱にあたるか否かの重要な判断基準としての役割を果たしており、延期命令が出されていない場合には、本来、裁判の終結まで陪審が知るべきでない情報が開示され、裁判官の不興を買ったとしても、裁判侮辱にあたる判断されることはまずないといわれている。

たとえば、1985年に、Falkland 戦争時においてイギリス海軍が撃沈させたアルゼンチンの船舶に関する国防省の情報を漏洩させたとして、国家秘密法⁽⁶³⁾ (Official Secrets Acts) 違反に問われた、いわゆる Ponting 事件の裁判においては、Observer 紙が報じたのは、陪審を退廷させた後に、陪審に対する指示を裁判官と弁護人が協議していたその内容であったが、延期命令が発せられていなかったため、法務長官は、裁判所が禁止をしない限り、法廷におけるすべてのことが即時に報道され得ると述べ、裁判侮辱での起訴を行わなかった例がある。⁽⁶⁴⁾

むろん、延期命令自体が安易に出されるようでは、そのような基準として役立たないだけでなく、報道の自由を必要以上に制約することになる。一般的には、第4条第(2)項に基づく延期を正当化するためには、第2条第(2)項にしたがって、裁判過程に影響を及ぼすであろう危険が実質的なものであること、および予想される裁判手続きへの影響が深刻であることの双方を立証す

ることが必要であるとされる。そして、両者は、重なる部分もあるが、別個のものであり、延期が求められている報道と裁判手続きとの間の近接の度合いは、どちらの判断にも関わるものであり、かつ最も重要な要因である⁽⁶⁵⁾とされる。より具体的には、次のような判例がある。

信託違反に基づく損害賠償請求訴訟の複数の被告が詐取の共同謀議に関する刑事裁判の被告人でもあり、そのうちの一部に対する起訴理由が、直接的に、民事裁判で審理されている事実に⁽⁶⁶⁾関連していた事案において、当該起訴理由についての審理が9箇月後に開始されることになっていた。民事裁判の審理開始から40日目に、重大詐欺事件対策局 (Serious Fraud Office) が、裁判所に対して、1981年裁判侮辱法第4条第(2)項に基づき、同項の意味する「進行中または審理開始直前」の刑事裁判の公正な進行に「害を与える実質的な危険」が存していることを理由として、民事裁判についての報道を延期させる命令を求める申立てを行った。刑事裁判の被告人の数名は、その申立てに賛成したが、新聞社6社が反対をした。

これに対して、高等法院大法官府部は、1981年裁判侮辱法第4条第(2)項を制定するにあたって、偏向報道に関して、実質的とはいえないような危険が生じたとしても、それは報道の自由の対価として甘受する必要があること、また、実質的であると判断され得る危険が存したとしても、たとえば、その害が些細なものに過ぎないのであれば、自動的に延期命令が発せられるというようなことがないようにすることが、立法府の企図したところであるとした上で、同条項に基づいて進行中または審理開始直前の裁判過程の公正さに害を与える実質的な危険を避けるために、公開で行われている裁判手続きの報道を延期させる命令を発すべきか否かを判断する際には、裁判所は、次の段階的3項目を自らに問う方法を採用すべきであるとした。すなわち、①裁判過程の公正さに害を与える実質的な危険が存するか否か、②その危険を避けるためには、報道延期命令が必要か否か、および③裁判所は、その裁量において、命令を発すべきか否か、また、発すべきであるとして、いかなる命令を発すべきかである。そして、その手順にしたがって、本件をみた場

合、①刑事裁判における被告人のいずれに対しても、民事裁判において争いとなるような証言や証拠は存せず、②民事裁判で採用された作業仮説から生じた証拠について、センセーショナルな報道がなされる現実の蓋然性は存在せず、かつ③これまでのメディアの反応から判断して、この後に続く審理についての報道は、まったく、または、ほとんど行われまいであろうことは明らかであるので、進行中の刑事裁判が民事裁判の報道によって害される実質的な危険は存せず、第4条第(2)項に基づく延期命令を発する必要はないと⁽⁶⁷⁾した。

2.4 公的関心事の議論

すでに述べたようにサリドマイド薬禍訴訟に関する Sunday Times 紙の記事差止めについては、ECHR によって人権条約第10条に反すると判断されたのであるが、実は、その判決より前の1971年にすでに、当時の大法官であった Hailsham 卿によって裁判侮辱に関する法の調査のために任命された、いわゆる Phillimore 委員会が、裁判侮辱が報道の自由に制限的に働くことを問題視しており、1974年に議会に提出したその報告書において「公的関心事についての議論および公益の濫用の告発は、現実のものであれ、仮想のものであれ、それらが、偶発的なものであって、意図された副産物でないならば、その時点で裁判手続きに関わっている者に予断を与える可能性がある」というだけでは、差止めを求めることはできない⁽⁶⁸⁾と述べているのである。当該報告書は、その理由として、次のような例を挙げている。

「いかなるときでも、何千もの裁判手続きが進行中であり、その中の多くは、公的関心事を争点とし、または思料するものであって当然である。たとえば、もし、ホテルの火災報知器についての公衆の議論が進行中であつた場合に、単に特定のホテルが消防条例違反で起訴されているからといって、当該議論は、明白に中断させられるべきであろうか⁽⁶⁹⁾」。

その上で、「報道が公的な関心事についての正当な議論の一部を形成すること、および特定の裁判手続きに対して深刻なまでに害を与える危険が、単

に偶発的であって意図的でないことが示された場合には、裁判侮辱の主張に対する抗弁とすべきである⁽⁷⁰⁾」と勧告した。この勧告を実現したのが、「公的関心事の議論」を、厳格責任に基づく裁判侮辱の例外として定めた第 5 条である。メディアの側の報道の自由と裁判侮辱の対立は、しばしば、この第 5 条の解釈という形をとるのである。その第 5 条の適用が認められた例と、認められなかった例を、それぞれみることにする。

1981年のイギリスでは、「医師が、医療措置なしには生存できないであろう深刻な障害を有している新生児に積極的医療措置を講じないことが、道徳的に正当化され得るか否か」という問題は、意見の割れる、そして広く議論される問題であった。その年の10月に、Daily Mail 紙は、来る議会の補欠選挙におけるある候補者を支持する記事を掲載したが、自らが障害者であるその候補者は、「生命尊重派 (pro-life)」の無党派候補者として、「すべての人には、どれほど重度の障害があろうとも、生きていくことを尊重され、鼓舞される権利がある」と主張して選挙活動を行っていた。問題の記事は、その主張を支持した上で、こんにちでは、誰かが、栄養補給を絶つなどの方法で死に至らしめるよう勧める可能性がきわめて高いので、障害を有する新生児が生き残るチャンスはきわめて小さいと述べていた。しかし、問題は、その記事が、小児科医で、両親の求めに応じて、栄養補給を絶ってダウン症の新生児を死に至らしめたことで殺人罪で起訴された Leonard Arthur の審理の 3 日目に掲載されたことであった。当然のことながら、この裁判は、耳目を集めていた。⁽⁷¹⁾

法務長官による裁判侮辱罪での起訴に基づいて、高等法院女王座部合議法廷は、当該記事が、裁判過程の公正さに対する深刻な害をなす実質的な危険を創出しており、また、記事の内容は、単に公的関心事の議論に付随して偶発的に生じたものではないので、裁判侮辱にあたると判示した。Daily Mail 紙側の控訴を受けた控訴院は、当該記事が裁判の過程または結果の公正さを深刻なまでに害するであろう危険は、些少とはいえ、したがって、第 2 条第(2)項の要件は、満足されるとしながら、第 5 条は、第 2 条(2)項の但書きや

例外規定の形式をとっていないが、特定の裁判手続きの裁判過程を妨害することになったとしても、裁判侮辱とはならないのはいかなる報道かを規定するものであるとした上で、次のように述べて、Daily Mail 紙の記事は裁判侮辱にはあたらないとした。

すなわち、第5条は、単に、意見の分かれる公的関心事の一部が争点となっている裁判手続きが、並行して審理されているという理由だけで、メディアにおける当該関心事についての誠実な議論が抑制されるのを防止することを意図している。報道が第5条の適用を受けず、また、裁判の公正さを害する危険が、単に議論に付随して偶発的に生じたものではないことを立証するのは、法務長官の責任である。小児科医が、一般的に、重大な障害を有する新生児を死に至らしめることを認めるという主張は、当該記事が支持をしている候補者の選挙運動と不可分であり、また、慈悲殺人の正当性をめぐりより広範な議論と不可分であるから、裁判の公正さを害する危険は、公的関心事にあたる議論のテーマについて意見を述べる結果に付随する偶発的なものに他らず、したがって、控訴人は、裁判侮辱罪で有罪とはならない⁽⁷²⁾。

ちなみに、やはり同裁判を報じた Sunday Express 紙は、審理が5週間もかかっていることを批判し、ダウン症の新生児が5週間も生き延びれば、神以外にも自分を愛してくれる人を見つけられるだろうとした記事が、裁判侮辱にあると判断されたが、その判断を受け容れ、記事を書いた編集者が1,000ポンド、発行者である Express Newspapers 社が1万ポンドの罰金をそれぞれ支払っている⁽⁷³⁾。

一方、1988年に、TVS テレビは、「新たなラクマニズム (The New Rachmans)⁽⁷⁴⁾」と題したドキュメンタリー番組を放送し、その中で、Reading における少数の大家による、賃借人に対する嫌がらせおよび搾取、賃借人とその家族の不法な追い立て、ならびに、B & B を営んでいるかのように装い、当時の保健・社会福祉省 (Department of Health and Social Security) から補助金を詐取する制度濫用の実態を告発した。ところが、番組中で特定された大家の中に、すでに保健・社会福祉省からの給付金詐欺の共同謀議で

起訴され、Reading 刑事法院において裁判中の人物が含まれていた⁽⁷⁵⁾のである。

裁判侮辱罪で起訴された TVS 側は、番組中に被告人を特定できるようなスチール写真を挿入したことなどが、深刻なまでの妨害の実質的危険を創出したことには同意したが、前述の Phillimore 委員会が挙げた火災報知器の例を引き、本件で TVS が裁判侮辱の責任を負わされるとすると、メディアは、イングランドのいずれかで、報道する者には知られていないが、議論の対象となっている関心事に關係する裁判手続きが進行中かもしれないことを危惧して、2 度と再び公衆の関心事を自由に論議にのぼすことはできないであろうと主張した。

Lloyd 裁判官は、法務長官と TVS の間での唯一の争点は、放送によって創出されたと認められている危険が、単に公的な関心事の議論に付随する偶発的なものであるか否かであるとし、その判断のために、「[公的に議論の対象となっている問題と、裁判手続きとの關係を検討し、] その關係が緊密であればあるほど、法務長官は裁判の公正さを害する危険が単に議論に付随した偶発的なものでないことを立証することが容易になる」という考え方を示した。そして、本件については、「議論の主題は、イングランド南部における賃貸住宅の不足一般ではなく、はるかに限定されたもの、すなわち、Reading においてよく知られている数名の大家が、B & B 施設への給付金制度を悪用し、保健・社会福祉省から給付金を詐取している行為に向けられていた。そのことは、まさに被告人らが詐欺の共同謀議で起訴された理由に他らないのである。そのような状況にあっては、私は、裁判過程の公正さを害する危険が、主要テーマの議論に付随した偶発的な結果に過ぎないとはみなす⁽⁷⁶⁾ことはできない」と判示した。

以上のように、メディアには 2 つの主要な抗弁が認められるものの、裁判侮辱は、ときに、裁判報道に大きな制約をもたらすことになる。それだけでなく、裁判報道をめぐってメディアが厳しく批判されるときには、新たな規制の導入が試みられることも少なくない。⁽⁷⁷⁾次に、その 1 つの例である、第三

者に対する裁判費用支払命令についてみていくことにする。

3. 第三者に対する裁判費用支払命令

本論に入る前に、まず、裁判費用の支払いに関する一般原則を概観することとする。

民事裁判においては、敗訴した訴訟当事者が自らの裁判費用を含む全費用を支払う義務を負うというのが一般原則である。しかし、1981年最高法院法(Supreme Court Act 1981)⁽⁷⁸⁾ 第51条第(1)項は、以下のように規定しており、裁判費用の支払いについて裁判所に大きな裁量が与えられていることがわかる。実際に、勝訴した側に過大な請求といった妥当性に欠ける行為があった場合、または敗訴した側が法律扶助を受けて訴訟を維持していた場合など、勝訴した訴訟当事者が支払いを命じられる状況も少なからず存在する。

第51条

第(1)項 この法律およびその他の法律の規定、ならびに裁判所規則にしたがい、財産および信託の管理を含め、控訴院民事部および高等法院における裁判手続きの費用ならびに雑費は、裁判所の裁量によるものとする。裁判所は、裁判費用を支払うべき者およびその範囲を決定する権限を有するものとする。

また、1990年裁判所および法律扶助に関する法律(Courts and Legal Services Act 1990)⁽⁷⁹⁾ 第4条により、1981年最高法院法第51条が改正され、次に示す第(6)項および第(7)項が付け加えられた。

第(6)項 第(1)項に規定されている手続きにおいて、裁判所は、空費された裁判費用のすべて、または裁判規則にしたがって決定され得る一部について、法律上の、もしくはその他の代理人に対して支払うことを許し、または命じることができる。

第(7)項 第(6)項の規定における「空費された裁判費用」とは、訴訟当事者が負う費用であって、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (a)号 法律上の、もしくはその他の代理人またはその被用者の側の不適当な、不合理な、もしくは過失による行為または不作為の結果として発生したもの
- (b)号 費用負担後に発生した行為または不作為に照らして、裁判所が、訴訟当事者に支払いを求めることが不合理であると判断したものであるもの

これにより、裁判費用の支払いが求められる範囲は、代理人にまで拡大されることとなった。ただし、これらの規定は、改正後の第51条第(5)項の規定により、刑事裁判および破産手続きには適用されない。

刑事裁判については、1985年犯罪の起訴に関する法律 (Prosecution of Offences Act 1985)⁽⁸⁰⁾ の第16条ないし第21条に裁判費用に関する規定がおかれている。第16条は、不起訴、または起訴の取り下げ、もしくは無罪判決という形で裁判手続きが終結した場合などに、被疑者または被告人が要した裁判費用の全部または一部を公費で賄うことを認める裁判所命令について、第17条は、私訴の場合に、訴追者が要した費用を公費で賄うことを認める裁判所命令について、それぞれ規定している。そして第18条は、裁判所が妥当かつ合理的であると判断した場合には、訴追側が要した費用について、有罪となった被告人に支払いを命じることができる旨を規定している。そして、第19条は、訴訟の一方当事者が、他方当事者による不必要な、もしくは不適切な行為または不作為の結果として、費用支出を被ったと裁判所が信じる場合には、当該行為または不作為をなした当事者に対して、当該費用の支払いを命じる権限を治安判事裁判所、刑事法院および控訴院に認める規則を策定できることを定めている。

むろん、有罪となった被告人が検察側の費用までも支払うのは、単に、有罪を認めずに争ったということのみによるのではなく、自身以外は全員が虚偽の証言をしていると主張するなど、被告人の行為に何らかの問題がある場合であるとされる。しかし、被告人が事件の真相を知っていたこと、または強力な証拠があってもなお争った事実等は、裁判官が裁量を行使するか否

かを判断する際に考慮事項に含まれることはあり得る。⁽⁸¹⁾

いずれにせよ、民事、刑事どちらの場合においても、裁判とは無関係の第三者に裁判費用の支払いを命じる制定法上の規定は、2003年まで存在しなかった。ただし、民事裁判については、1981年最高法院法第51条第(1)項には「裁判費用の支払いを命じられ得るのは訴訟当事者のみである」という暗黙の制限があるとするに正当な理由はないとする1986年の貴族院判決⁽⁸²⁾によって、第三者に対する支払命令の適用が認められて以降、次のような第三者について、それが認められている。⁽⁸³⁾すなわち、①たとえば、訴追される原因を作った、債務超過の会社の取締役など、何らかの訴訟の管理を行っていた者、⁽⁸⁴⁾②訴訟の維持または資金援助をしていた者、⁽⁸⁵⁾③その職にある者として、重大な不行跡または義務の懈怠があったわけではないが、無能さによって、訴訟当事者が不合理に、または不適切に裁判費用の空費を被った場合におけるソリシタ、⁽⁸⁶⁾④たとえば、不法行為のネグリジェンスによって脳に損傷を受け、人格に変化を来したために、離婚訴訟を起こされた場合などにおける、当該の不法行為者、すなわち訴訟の原因を作った者、⁽⁸⁷⁾⑤同時に審理されたが、統合はされなかったきわめて近接した訴訟の当事者、⁽⁸⁸⁾⑥1件または2件の訴訟がテスト・ケースとして選択されている集団訴訟の場合における、当該集団訴訟の当事者である。⁽⁸⁹⁾しかし、③のケースを除いて、いわゆる裁判費用の空費の問題ではなく、また、③のケースは、1990年裁判所および法律扶助に関する法律により改正された第51条第(6)項および第(7)項の拡大といえ、以下に概観する2003年裁判所法（Courts Act 2003）第93条の趣旨とは異なる。したがって、第93条による第三者に対する裁判費用支払命令は、民事裁判について、新たなタイプの裁判費用の負担のシステムの導入を目指したことになる。

なお、2003年裁判所法第93条成立以前にも、報道内容に基づくものではないが、メディアによって審理の中断を余儀なくされた訴訟当事者が、中断のために余計に要した裁判費用の支払いを求める例はあった。⁽⁹¹⁾

その事案は、2件の互いに関係を有さない事件に端を発するが、いずれの

事件も、母親とのみ同居する児童に対する予防接種をめぐる争いであり、当該の母親が副作用を理由に予防接種を固辞していたのに対し、父親が、1989年児童保護法第 8 条に基づいて、予防接種を受けさせるための命令を求めたものである。2002年 3 月 7 日、裁判所は、審理に携わる裁判官の全面的裁量に委ねるとしつつも、専門家による証言、法律に関する弁論、および判決は公開の裁判で行う旨の仮命令を発したが、後に、地方紙が、審理日が 2002年 7 月 8 日に設定されたこと、および、裁判官が、本件はきわめて重大なので審理は公開で行われなければならない旨を暗示したことを述べた覚え書きを入手した。審理は、まさに、7 月 8 日に開かれたが、非公開であったため、審理の 2 日目に、メディアは、本件に関する審理を公開するよう申請した。裁判官は、申請を退けたが、当該申請の審理ために、本件の審理が 1 日以上中断され、裁判費用が増大する結果をもたらしたため、訴訟の当事者である両親と、「児童および家庭裁判助言・支援サービス」(Children and Family Court Advisory and Support Service) は、メディアに対する裁判費用支払命令を求める訴えを高等法院家事部に起こしたものである。

これに対して、家事部は、本件では、2002年 3 月 7 日の命令が公開での審理を期待させるものであったので、費用支払命令を出すことは適切ではないとし、請求そのものは退けたものの、次のように述べて、一般的には支払命令が認められる可能性があることを認めた。

すなわち、児童に関わる事件の裁判が公開で行われるか否かの問題は、当事者の事前合意に基づくのではなく、裁判所のみが判断し得るものである。児童が関わる家事事件の裁判は非公開で行われるべきであるという原則を考えれば、審理に先だって、メディアに課せられるそうした規制の解除を求めようかどうかを判断するのは、メディア自身である。そのような裁判所に対する事前の請求に基づく限り、そして、メディアが審理すべき論拠を提示できれば、仮に当該申請が認められなかったとしても、当然、不適切な申請とはみなされないから、費用の支払いを求められる危険を負うことはないであろう。しかし、メディアが、審理が始まった後に当該申請を行い、そのために

審理が中断させられた場合には、事情は別である。そのような状況では、当該申請が受け容れられると否とに関わらず、メディアは、裁判費用の支払いを命じられるおそれがある。審理すべき論拠を提示できたとしても、それが審理の不必要な中断の原因となった場合には、不適切な申請とみなされ得るのである。

3.1 背景

2003年裁判所法自体は、Blair 政権が長年にわたって取り組んできた刑事司法の現代化 (modernisation) を実現する制定法の1つであり、基本的には、2002年7月に公表された白書『すべての人のための刑事司法 (Justice for All)⁽⁹²⁾』で示された政策を実現したものである。第三者に対する裁判費用支払命令は、その全112条および10の別表からなる2003年裁判所法の第8章「雑則」の第93条であるに過ぎない。

確かに、『すべての人のための刑事司法』には、裁判費用の支払いを命じる裁判所の権限について見直す考えがあることが示されている。すなわち、「政府は、被告人が代理人に指示を与えず、または証拠開示義務にしたがわなかった場合に、検察側の費用をも被告人に支払うよう命じる、既存の裁判所の権限を見直すことも考えている。弁護人の過誤または懈怠の結果として失われた裁判費用を当該の弁護人に支払わせることによって罰する権限を含め、財産刑その他の形式の罰が適用され得るか、検討することになる⁽⁹³⁾」。しかし、これは、むしろ、改正後の1981年最高法院法第51条第(6)項および第(7)項に対応する規定を刑事裁判についてもおくことが検討されている旨を示したものと見えるだろう。

実際のところ、『すべての人のための刑事司法』には、メディアを含む第三者にも支払命令が及ぶととれるような記述は存しない。それにもかかわらず、2003年裁判所法に第93条のような規定が盛り込まれた背景には、前述したプレミア・リーグの選手に対する裁判をめぐる⁽⁹⁴⁾の Sunday Mirror 紙の裁判侮辱事件があることは間違いない。その事件をめぐる⁽⁹⁴⁾は、中止された

裁判の費用の総額が111万3,000ポンド、新たな審理のために要する費用が総額112万5,000ポンドであるとする法務長官による概算が公表されてもいる。⁽⁹⁵⁾それは、まさに、失われた公金、すなわち納税者の損失に比して、科された罰金の額（7万5,000ポンド）の少なさを強調するものであった。

しかし、もちろん、こうした権利または自由の制約をもたらし得る制定法が、何の議論もないまま議会を通過することはない。次に、2003年裁判所法第93条をめぐる、議会での議論をみることにする。

3.2 成立の経緯

裁判所法案の審議においては、まず、保守党の貴族院議員である Lord Hunt と自由民主党の貴族院議員である Lord Goodhart が、第三者に対する裁判費用支払命令に懸念を表明した。両議員の懸念するところは、基本的には2点である。第1に、手続き的な側面である。すなわち、法務長官による訴追を必須とする裁判侮辱と違い、裁判官の判断だけで課されるこの命令が恣意的に用いられないか、より具体的には、命令を発するにあたって、その対象となる第三者には十分な告知の機会が与えられるのか、上級審への上訴の道は開かれているのかといったことである。第2に、支払命令の要件の1つである「重大な阻害行為 (serious misconduct)」の内容が不明確だということである。たとえば、裁判侮辱とどのような関係にあるのかといったことが明確ではないといったものである。そして、それらのことは、裁判報道に萎縮効果 (chilling effect) をもたらすのではないかというものである。⁽⁹⁶⁾

まず第1の懸念に対する政府の考えは、この新たな裁判費用支払命令が導入されたとしても、裁判所がこれまでとはまったく異なるやり方でその権限を行使するわけではないということ、および、細かな手続きは第93条に基づいて制定される規則において定められるということである。たとえば、政府を代表して Baroness Scotland は、次のように主張している。すなわち、「裁判所は、かつて、自らの権限を恣意的に行使したことはありません。したがって、裁判所が、これまでに行ってきたのと同じように適切に、これか

らも継続してふるまうであろうということは、この法案の規定に暗黙のうちに含まれているのです」。さらに、「裁判侮辱の事案においては、裁判所は、新聞が地方紙であって、全国紙でないという事実が、罰すべきか否かを決する際に減軽理由となるということを受け容れてきました。我々は、新たな裁判費用に関する規定にも、同じ原則が適用されるだろうと信じています⁽⁹⁷⁾」とも述べている。また、第三者に対する告知については、次のように述べて、それが規則において定められることになると説明している。

「[提案されている修正にしたがえば、] 裁判所が裁判費用支払命令を検討する際には、当該命令が決定される前に、第三者は、告知され、かつ、申し開きをする機会を与えられなければならないことになります。もちろん、我々政府は、第三者が聴聞の権利を与えられなければならないという考えを受け容れるものです。しかし、それは法案においてではなく、規則において賦与されるものであると提案します。第三者の告知と申し開きの機会⁽⁹⁸⁾については、政府は、既存の裁判規則の規定にしたがおうと考えています」。

さらに、1991年刑事裁判費用（総則）（改正）規則（The Costs in Criminal Cases (General) (Amendment) Regulations 1991）第2条⁽⁹⁹⁾によって1986年刑事裁判費用（総則）規則（The Costs in Criminal Cases (General) Regulations 1986）⁽¹⁰⁰⁾に付け加えられた第3B条、すなわち、代理人に対する費用支払命令における申し開きの機会を認めた規定を引いて、新たに制定される裁判規則は、1985年犯罪の起訴に関する法律第2章に基づく事案に関して制定された既存の裁判規則（すなわち、上記規則）と類似したものとなり、そこには問題とされている手続きを実現する規定が含まれているとする⁽¹⁰¹⁾。

第2に、「重大な阻害行為」という文言の不明確さであるが、これについては、項を改めてみることにし、ここでは、貴族院での第3読会においてLord Huntにより提出された2つの修正案について簡単に触れておきたい。Lord Huntは、まず、支払命令を発する要件について、「当該阻害行為が裁判侮辱を構成すると否とを問わず」を削除し、むしろ「当該阻害行為が裁判侮辱を構成する場合」とすべきとする修正案を提出したが、Baroness Scot-

land によって、それは過度に制約的であるとの回答を受けて、同修正案を撤回し、かわりに「当該阻害行為が、刑事裁判における司法の遂行を深刻なまでに害する原因となり、そのために当該刑事裁判が継続し得ず、または実行不可能とされた場合、および当該阻害行為により、刑事裁判が大幅な遅延を余儀なくされ、または中止された場合」を付加すべきとする修正案を提出⁽¹⁰²⁾した。これに対して、Baroness Scotland は、次のように反論する。

「[修正案は]、裁判費用支払命令が認められるために満足されるべき 2 つの新たな要件を導入することになります。第 1 の要件は、司法の遂行を継続し得ず、または実行不可能とするほど“深刻なまでに害すること”が存在しなければならないというものです。この要件は、不当に高いハードルを課すもので、裁判費用支払命令が発せられることが適切であろう多くの状況を排除してしまうでしょう。“[司法の遂行を] 継続し得ず、または実行不可能とする”との文言は、単に、中止されなければならない事案、および裁判の遅延、または当事者に対する余計な費用負担の原因となるような不行跡を排除し得るような事案を指しているだけのように思われます。第 2 の要件は、裁判手続きが“大幅な遅延を余儀なくされ、または中止された”というものです。これは、ある意味において、不必要です。裁判費用支払命令は、通常、遅延および中止の結果として発生するような、裁判費用の空費または不合理な負担が発生するだけで発し得るのです。そのことを強調することは正しいことであるといえますが、たとえば、第三者が嘘をついていたり、情報を隠匿していたりした場合や、訴訟当事者が、事件とは無関係な事実の審理のために多大な額に及ぶ余計な費用を負担させられる場合なども考えられます⁽¹⁰³⁾」。

いずれにせよ、Baroness Scotland は、上記のような修正案は、第 93 条の規定を、事実上無効にしてしまうであろうと主張した。そして、最終的に、修正案は、採決にかけられ、120 対 125 の僅差ではあったが、反対多数で否決⁽¹⁰⁴⁾されたのである。

ところで、2003 年法第 93 条は、その性格上、議会内だけでなく、議会外でも論争を巻き起こした。法曹の一部に歓迎の声がみられる一方、ひとたびこ

れが適用されると、メディアが支払わなければならない額が莫大なものになり得るので、批判も少なくなかった。

大法官、Lord Falconer は、法案提出に際して、裁判が突然中止されることが、被害者、証人および被告人といった当事者に与える混乱やトラウマは重大なものであり、特に、被害者の苦痛を長引かせるとした上で、「犯罪被害者の救済にとって大事なことの一部は、迅速かつ効率よく裁判を実施することであると、政府は認識しており、今回の改革は、刑事裁判制度の中心に被害者および証人を位置づけることである」としており、女王座部首席裁判官の Lord Woolf は、「裁判所にすでに与えられている多くの権限と同様に、正義の実現が促進される場合にのみ行使され、無制約に行使されることのないよう、慎重をもって行使される必要がある」としながらも、歓迎の意向を示している。⁽¹⁰⁶⁾

そして、そもそもこの規定導入のきっかけとなったプレミア・リーグの選手をめぐる事件の被告人側弁護人は、裁判のやり直しの費用に比べれば、タブロイド紙が被った経済的損失など何ほどのものでもないし、裁判やり直しのためのコストは、経済的なものだけでないことを指摘する。すなわち、「法廷での経験を2度と踏みたくないと考えているのは1人ではない。そして、それは、被告人ではなく、被害者であり、証言をしなければならない証人なのである」とし、メディアは、刑事裁判に関して、そして、報道が有する強大な影響力についてもっと責任を負うべきだという。⁽¹⁰⁷⁾ さらに、Soham 事件で、偽のアリバイを証言したとして、偽証の共同謀議で有罪とされた被告人の元恋人の弁護人も、Soham 事件ほど、メディアが潜在的に予断をもって報じたシナリオを心に描くことはできないとした上で、新たな規則を、メディアを自由にしておくことと、裁判侮辱罪などに頼るより厳しい選択肢の中間にあるものとして、歓迎しているのである。

一方、当然に予想できるところであるが、メディア側の法律家は、第93条をメディアの自由に対する攻撃とみなし、激しく批判を加えた。Times 紙の法律顧問は、裁判に介入し、または、裁判を妨害しようとする新聞や第三

者を抑止するためには、すでに1981年裁判侮辱法があるのであって、「1981年裁判侮辱法が裁判費用を満たすことができないからといって、まったく異なる制定法を利用するのはおかしい」と断じている⁽¹⁰⁹⁾。さらに、新たな規則に基づいてきわめて大きな責任をもたらし得る「重大な阻害行為」の存在の有無の検証は、裁判侮辱法で定められている裁判過程の公正さを深刻なまでに害する実質的な危険の存在の検証に比して、きわめて曖昧なもので、裁判侮辱にあたらないような報道に対してすら、重大な費用負担という制裁を科す可能性があるとの指摘もある⁽¹¹⁰⁾。

新聞協会 (Newspaper Society) とメディア法曹 (Fleet Street Lawyer) は、第三者に対する支払命令の手続きの開始には、裁判侮辱同様に、法務長官の同意を必要とするように求めたが、法務長官を裁判費用のような煩雑な職務に携わらせるべきでないとの主張から、それを退けられた経緯もあり、2004年10月17日付の Observer 紙は、この規則を、次のように批判している。すなわち、「1981年裁判侮辱法は、確かに厳しい法かもしれないが、それは、個人の自由と司法制度全体に影響を及ぼす刑事裁判に関するものだからである。そして、厳しいが、意図は明確である。一方、第三者に対する裁判費用支払命令は、同じようにはいえない。裁判侮辱が、司法長官によってのみ開始され得るのに対し、支払命令は、重大な阻害行為があったとみなされれば裁判官によって自由に発することができる。裁判侮辱にもあらず、責任がないにもかかわらず、数百万ポンドの制裁を科される可能性があるわけであり、そのような「規制は、裁判に対する阻害行為を防止するよりも、裁判報道を制限するように働くだらう…我々は、財政上のおそれからなされる自己検閲は、政府の直接の指示による検閲よりも過酷となり得ることを思い出すべきであろう」⁽¹¹¹⁾。

これに対し、法案審議の際の答弁からみてとることのできる政府の見解は、この命令が発せられるのは、「例外的」だということ、およびメディアには上訴の道が開かれているということに尽きているように思われる⁽¹¹²⁾。Baroness Scotland は、表現の自由に対する影響について、次のように述べて

いる。

「私は、議員の皆様が表明されてきた、本条項適用の可能性についてのご懸念、とりわけ、新聞の裁判報道に与える“冷却効果 (chilling effect)” に対するご懸念を、もっともなものであると理解しております…。私は、裁判についての包み隠すところのない、正確な報道が機能するということが、我々の民主主義における重要な砦であるという考えに同意いたします。しかし、謹んでいわせていただけるとすれば、本条項のかような効果についてのご懸念は杞憂であろうと、私は信じております…。私は、「重大な阻害行為」という点を強調したいと思います。この条項は、軽微な不品行や、単純な誤解または過失を対象としたものではないのです。

裁判報道に従事するジャーナリストは、彼ら自身の職業上の倫理規定や偏向報道に適用される法廷侮辱に関する法といった、報道規制を彼らが守るべきだと規定する条項に危惧の念を抱くことはないのです。ジャーナリストは、これらの規制についてよく知っているでしょう⁽¹¹³⁾。

また、裁判侮辱よりも与える影響が大きい可能性があるにもかかわらず、裁判官や治安判事に大きな裁量を与えすぎているかという点については、「裁判侮辱は、懲役をも含む刑事制裁の原因ともなるきわめて重大な事項です。…（第三者に対する裁判費用支払命令には）自由の喪失をともなう刑罰的な要素はないのです。それは、訴訟当事者が実際に被った費用を負担する範囲に限定されているのです⁽¹¹⁴⁾」としている。

3.3 内容

その2003年裁判所法第93条は、1985年犯罪の起訴に関する法律（Prosecution of Offences Act 1985）⁽¹¹⁵⁾ 第19A条の後に、第19B条を付加する形で同法を改正するものであるが、その主たる内容は、刑事裁判の当事者でない者、すなわち第三者により、当該刑事裁判に対して重大な阻害行為がなされた場合であって、裁判所が適切と判断する場合には、当該第三者に訴訟当事者が被った裁判費用の支払を命じることができるよう、大法官が規則を定めると

ということである。⁽¹¹⁶⁾そして、その結果、2004年刑事裁判における裁判費用（総則）（改正）に関する規則（Costs in Criminal Cases (General) (Amendment) Regulations 2004）⁽¹¹⁷⁾が制定されている。

憲法関連事務省（Department for Constitutional Affairs）は、規則の施行に先駆けてプレス・リリースを行い、そこで、重大な阻害行為によって裁判が中止された実例として、メディアによる偏向報道、中立でない陪審および陪審の脅迫を挙げている。⁽¹¹⁸⁾⁽¹¹⁹⁾そのうち、メディアによる偏向報道の例とされたのは、次のケースである。

イングランド南部の刑事法院において、ある詐欺事件の裁判が開始される予定であったが、日刊の地方紙に「不公正で、不正確で、かつ偏向的な」記事が掲載され、その過ちは、翌日、感情的な見出しと、被告人の写真とともに、再度過ちが繰り返された。裁判官は、被告人が公正な裁判を受けることが危うくされたために、裁判手続きを中止し、陪審を解任することを余儀なくされた。陪審員は、潜在的に、記事の見出しを目にし、記事の内容を読み、そして彼らに提示された証拠に基づくよりも、「実際に悪しき」報道に基づいて意思を形成する可能性があったからである。裁判官は、「私は、本件において報道が創出した予断の危険性の程度は、きわめてゆゆしきものであって、私が陪審に対していかに注意深く指示したとしても、その危険性を取り除くことを合理的に期待することはできなと考えざるを得なかった」と述べている。裁判は、6箇月後に、陪審員が、当該事件について何も聞き及んでいない可能性がきわめて高い別の場所で実施されることとなった。

上記の例をみる限りでは、第三者に対する裁判費用支払命令が認められるケースは、裁判侮辱をも構成するように思えるが、実際には、そうではない。それでは、第三者に対する裁判表支払命令の原因となる、「重大な阻害行為」とはいかなるものなのか。その点についての政府見解を、法案段階での審議内容からみることにする。

第93条における「重大な阻害行為」とは、重大またはゆゆしいと考えられ

る不正に限られるとされる。すなわち、「重大」であることが必須である。たとえば、競馬を観戦しに行き、出廷しなかった陪審員や、刑事裁判の延期や中止の原因となるような偏向記事を記載した新聞社に適用されることはあっても、陪審員が自己の責任によらず15分遅刻して出廷した場合や、証人が、純粹に自己または家族に危険が及ぶことをおそれて、正当な通知をせずに出廷しなかった場合などに、この条項が適用されるものとは考えられていない。こういった行為も、「阻害行為」にはなるかもしれないが、裁判費用を負担させるといった制裁を科すべき類のものではないからである。⁽¹²⁰⁾

さらに、第(3)項(a)号に基づけば、「重大な阻害行為」は、裁判侮辱を構成するものでなければならぬわけではなく、また、政府見解によれば、「故意による (wilful) 阻害行為」である必要もないとされている。たとえば、仮に、法の運用を妨害する意図をもっていなかったとしても、裁判に与える影響の重大さを考慮せずに当該裁判に関する新聞記事を報じた場合など、重大な過失に基づく作為または不作為も、第93条の適用を受ける可能性が十分にある。すでに述べたとおり、裁判所法案審議の段階で政府は、第三者に対する支払命令の原因となる行為を、裁判侮辱をも構成する場合に限定するための修正案も、故意による阻害行為に限るための修正案も、いずれも制限的に過ぎるとして拒否している。

裁判侮辱をも構成する行為に限るべきとの修正案に対してする政府見解としては、たとえば、Baroness Scotland の次の発言がある。

「(裁判侮辱をも構成するする場合に限って、第三者に対する裁判費用支払命令を可能とすることは)、制限的に過ぎますし、不適切であろうと存じます。我々が必ずしも予見できないような状況において、第三者に対する裁判費用支払命令が正当化されるような阻害行為の形態も数多く存在しますでしょう。たとえば…、裁判侮辱ではない犯罪、不法行為もしくは契約違反、または職業上の倫理規定違反かもしれませんが、そのいずれでもないかもしれません。コモン・ロー上の裁判侮辱は、裁判過程に対する妨害の意図を成立要件としますが、支払命令にかかる阻害行為は、裁判に害となる行為の影

響についての無知または思慮不足といった、少々異なる原因に基づくものか
⁽¹²¹⁾もしれません」。

さらに、「故意の阻害行為」に限るべきとの修正案に対する政府見解としては、たとえば、憲法関連事務省担当 Christopher Leslie の次の発言がある。

「不適切な行為は、深刻であっても、故意のものでないかもしれません。たとえば、裁判に対する潜在的な影響を思慮していない新聞記事の掲載は、裁判を頓挫させる意図はないといった意味においては故意でないかもしれませんが、裁判所により [第三者に対する裁判費用支払命令の対象として] 扱われ得るようにすべきです。

しかし、専門家としての記者または編集者であれば、進行中の刑事裁判に関する記事を扱う際に払う必要のある高度な注意について理解していると信じることは、合理的なことでありましょ⁽¹²²⁾う」。

この点については、Baroness Scotland も、職業ジャーナリスト、または編集者は、職業的な義務を負わず、かつ、ある行為が裁判手続きに有害な影響をもたらすということを知らない一般人とは異なり、進行中の刑事事件に関する記事を書き、または出版する場合に払うべき「高度の注意」があることを理解しているだろうと信じることは合理的であるとも主張している。⁽¹²³⁾

いずれにせよ、いかなる行為が「重大な阻害行為」にあたるかを正確に理解するためには、今後、具体的な事例にこの第三者に対する裁判費用支払命令が適用されるのを待つ他ないであろう。

4. その後の展開

これまでみてきたことから理解できるように、メディアが裁判侮辱罪で起訴されることは、決して稀なことではない。2008年には、Sunday World 紙とテレビ局の ITV Central が、裁判侮辱で、それぞれ 4 月と 7 月に 6 万ポンドと 2 万 5,000 ポンドの支払いを命じられて⁽¹²⁴⁾いる。最近でも、2011年 5 月 12日には、Joanna Yeates 殺害の捜査をめぐって、Daily Mirror 紙および

Sun 紙を裁判侮辱罪で起訴する許可を高等法院から得られたことが、法務長官庁より発表されている。⁽¹²⁵⁾ 2010年の12月に行方不明となり 8 日後に遺体で発見された女性をめぐるこの事件では、遺体発見の 5 日後に、かつてのパブリック・スクールの教員で Yeates の大家である Christopher Jefferies が逮捕されたが、12月31日、過熱する報道に法務長官の Dominic Grieve が懸念を表明し、裁判侮辱適用の可能性を明らかにしていた。⁽¹²⁶⁾ 結局 Jefferies は 2 日に及ぶ取り調べの後に釈放され、2011年 1 月20日に別の男性が逮捕され、22日に起訴されている。

この Yeates をめぐる事件で注目を浴びたのが、当時、庶民院にかかっていた氏名秘匿（逮捕者）法案（Anonymity (Arrested Persons) Bill）⁽¹²⁷⁾ である。実際には、その法案は、Yeates 事件が起こる前の2010年 6 月30日に、保守党議員 Anna Soubry によって、議員提出法案として上程されたものである。⁽¹²⁸⁾ 2011年 2 月 4 日の第 2 読会の際に、当該法案に対して、政府は、その目的に対して賛同はできるものの、それを実現する手段として制定法が妥当か否か、他に適切な手段はないかなどをさらに検討する必要があるとし、支持はできないとした上で、この問題について法務長官が検討するであろうことに言及した。⁽¹²⁹⁾ それを受け、提案者が同法案を取り下げたため、法案成立には至らなかった。⁽¹³⁰⁾

さらに、プレスが対象となった事案ではないが、2011年 6 月14日には、裁判の進行中に Facebook 上でやりとりをしていた被告人と陪審員のうちの 1 名が裁判侮辱罪で有罪とされるといった、「現代的」ともいえる事案が発生している。この事案では、陪審員である Joanne Frail と麻薬関連の共同謀議で起訴されていた Jamie Sewart が、Sewart に対する無罪評決後に、3 名の共犯に対する評決が未だ下されていないにもかかわらず、Facebook において、Sewart に対する無罪評決について論じていた。これにより、Manchester 刑事法院で10週間続いた裁判は打ち切られることになった。結局、6 月16日に、Frail は禁錮 8 箇月、Sewart は禁錮 2 箇月執行猶予 2 年をいい渡されている。⁽¹³¹⁾

一方、第三者に対する裁判費用の支払命令は、これまでのところ適用された事案はないようである。しかし、上述した ITV Central の事案においては、ITV Central 側が、自発的に裁判費用を支払っている。この事案は、2007年10月2日の朝6時35分、7時5分および8時5分に、それぞれ23秒にわたって、同日、2002年にアマチュア・サッカー選手の Kevin Noons を殺害したとされる5名の被告人に対する裁判が、Treacy 裁判官の指揮のもと Leicester 刑事法院において開始される旨を ITV Central が GMTV's breakfast news の中で報じたことに端を発している。そのニュースの中で、被告人の1人、Levy Walker に殺人の前科があること、およびそれにより終身刑を科されている旨が番組のキャスターによって報じられたのであるが、実は、その前科に関わることから、裁判地が Midlands の別の裁判所から Leicester 刑事法院に移送されたという経緯があった。そして、当該ニュース番組は、Leicester を含む、Midlands 東部および西部全域をカバーするものであった。

この報道は、裁判官の注意を引き、すべての被告人を、番組がカバーするエリアの外で裁判するよう移送するか、または、裁判を延期するよう求められた裁判官は、裁判の延期を決定した。ITV は、直ちに報道内容の詳細を提出し、同日の午後に、代理人が裁判所を訪れ、「明確かつ率直な謝罪」を行った。代理人は、ITV が重大な法令違反があったことを認め、内部調査が進行中である旨を述べた。その主張を聞いた後、裁判官は、裁判侮辱として法務長官に報告されるべきであると決定した。なお、裁判自体は、10月4日に、当初予定されていた日の2週間後、すなわち、10月15日まで延期されることが裁判官によって命じられたが、裁判地の変更は行われなかった。結局、裁判は、2008年1月に行われ、5人全員が有罪とされた。裁判の際に、Walker の前科を証拠として提出する申請がなされたが、裁判官はこれを拒否している。

なお、この放送の責任を負うべき記者は、懲戒審問の後に解雇されたが、彼は、記者として長年にわたる経験を積んでいただけでなく、短期間の法律

学習過程に2回参加しており、そのうちの2回目のもは、2005年9月に実施され、裁判侮辱の法についての講座をも含むものであった。記者と勤務を伴にすることになっていたプロデューサーは、当日、病欠していた。

ITV 側は、「殺人の前科を報道するという失態は、基本的な誤りであり、深刻な逸脱であり、また、報道されるべきでなかったことは火をみるより明らかであった」と、裁判侮辱の事実を認めた上で、次の7点を理由として酌量を求めた。すなわち、①有罪の受け容れと遺憾の意が迅速に表明されたこと、②1993年に放送免許を交付されて以降、裁判侮辱の適用を受けたことがないこと、⁽¹³³⁾③センセーションや独占報道を求めての結果ではないこと、④今回の報道に携わった記者に、解雇という厳しい懲戒が迅速に科されたこと、⑤すべての編成スタッフに、再研修を例外なく実施したこと、⑥ただ1人の編成スタッフによってニュース素材の放送が認められるといったような、病欠による予期せぬ事故が生じぬよう、体制を変更したこと、⑦裁判の延期によって失われた裁判費用の支払いを迅速かつ任意に受け容れたことである。ちなみに、裁判の延期により失われた費用は、総額37,014ポンド31ペンスと算定されている。

これに対して、裁判所は、裁判が行われる朝に3回にわたってニュースとして前科が報じられたことは、重大かつ基本的な誤りであるとした上で、早朝のニュース報道は、一般的によく視聴され得るものであるから、陪審員となる可能性のある者がそのニュースを視聴する現実の危険が存在したといえるとして、裁判侮辱の成立を認めた。その一方で、情報提供の要請に迅速に応じ、速やかに過ちを認め、再発防止のための措置を講じたITVの対応は適切だったとした後に、第三者による裁判費用の支払いについて、次のように述べている。すなわち、「本裁判所は、ITVによる総額37,014ポンドにのぼる任意の支払いに言及した。本裁判所は、当該支払いが、それ自身、ある種の刑罰であると考えているが、それは、2004年の規則に基づき命令を発する権限が最近になって賦与されたものであるために、かつての事案において⁽¹³⁴⁾は科すことのできなかった刑罰である」。こうしたITV側の対応が、最終的

な罰金額にどの程度影響したかは明らかではないが、このような裁判費用の自主的な支払い例が今後もみられる可能性はかなり高いものと思われる。

5. おわりに

これまでみてきたことを総合すると、イギリスにおいては、司法に対する国民の信頼維持を実現するためには、司法の「無欠さ」を守ることが必要であると考えているように見える。そのことが、治安判事や陪審といった必ずしも法律の専門家ではない者が司法制度の中で重要な役割を果たしていることと関係するのかは、それほど容易に判断できることではないが、少なくとも、裁判侮辱の成立には、治安判事や陪審に対する影響、とりわけ後者に対する影響を基準とする傾向があることを看取することはできるだろう。もちろん、陪審に対する影響が基準として妥当であるかどうかは、別の問題であって、実際には、基準としてはグレーな部分が多く、報道してみなければわからないところもあるというのが、判例を中心に裁判侮辱をめぐる実務を概観した率直な感想である。その意味では、イギリスにおいては、報道する側に「慎重さ」が求められていることは間違いないが、それでも、イギリスにおいて過剰な事件報道や取材が少ないことは、よく知られたところで⁽¹³⁵⁾ある。

- (1) “Contempt of court” をどのように訳すかは、きわめて困難な問題である。法廷侮辱または裁判所侮辱と訳されることもあるが、後述するように、現代のイギリスにおけるその法の目的は、「法廷」や「裁判所」の秩序や威厳を守ることよりも（もちろん、それもあるが）、公正な裁判の維持にあり、その適用対象となる行為も、日本語のいわゆる「侮辱」の範囲を明らかに超えている。さらに、それが適用される時間的な範囲も、訴訟の係属中に止まらない。したがって、court には、「法廷」や「裁判所」という「場所」を示し得る訳語はとらず、未だ不適切さを残すうらみはあるが、「裁判」の訳をあてた。一方の contempt については、「侮辱」にかわるよい訳語がみつからなかったため、本稿では、そのまま「侮辱」とし、全体として「裁判侮辱」の訳をあて、同じ原語でも、それが特に行為の結果としての刑事罰を意味する場合には、「裁判侮辱罪」と訳し分けることとした。

同様に、“press”の訳についても悩んだところである。多くの資料がこれを media と同義で使用しているが、正確に言えば、media は、press を含むより広い概念である。そこで、本稿では、司法研修委員会 (Judicial Studies Board) の語法にしたがって、press という語が、いわゆる紙媒体の報道関係者を指すものとして使われている場合には、「プレス」とそのままカタカナ書きをし、そして、プレスの他、ラジオ局、テレビ局、通信社 (press agency) およびより現代的には、オンライン・メディア等を含む広い概念を表すために用いられている場合には、「メディア」とカタカナ書きをすることにした。さらに、“freedom of the press”については、「報道の自由」と訳した。なお、司法研修委員会の語法については、Judicial Studies Board, *Reporting Restrictions in the Criminal Courts* (October 2009).

さらに、“in private”、“in camera”および“in chamber”の訳し分けをしていないこともお断りしなければならない。イギリス法務省 (Ministry of Justice) の用語法にしたがえば、“in camera”は裁判の審理を非公開で行う (trial in private) 場合に使用され、裁判の審理以外の手続きについて、これを非公開で行う (non-trial hearing in private) 場合には“in chamber”が使われる。後者は、扱われる事項の機密性のゆえではなく、もっぱら裁判所の職務上の便宜のために非公開とされる。そして“in private”は、双方を含む。しかし、本稿の目的のためには、これらを訳し分ける必要は薄いものと考えたので、いずれも「非公開で」と訳した。

- (2) また、今回もスコットランドおよび北アイルランドの法制度については、原則として扱われていないことをお断りしておく。
- (3) Judicial Studies Board, *op. cit.*, supra note 1, at 3-4.
- (4) *Scott v Scott* (1913) FLR Rep 657. この事件は、妻が夫を相手取って、性的不能を理由とした婚姻無効の訴えを起こしたことに端を発する。その訴えの審理において、妻は、性的不能を証明するために医療審査官の召喚と審理の非公開を求めた。審理は、その求めに応じて非公開で行われ、妻は、最終的に、婚姻無効の宣言を勝ち得た。審理を非公開とする旨の請求に対しては、事実上、何ら異議は申し立てられず、証拠はきわめて単純であった。そして、この事件を公開の法廷で審理される他の事件から区別する事由は何もなく、公衆からすれば、公開で審理されて当然のものであった。婚姻無効の宣言が1912年1月15日に確定したが、1911年8月から、妻と妻のソリシタは、審理の速記録を、夫の父親等に送付した。彼女らがそうしたことの背景には、妻が、事件の当事者の立場、および実際に何が起こったのかについて、不正確な説明が夫よりなされていると感じていたことがあったようである。1911年12月、夫は、妻とそのソリシタの共同運営者を、速記録をそのような形で送付することは、非公開で審理を行うとする命令に違反し、裁判侮辱にあたるとして告訴し、同時に、送付の差止めを求めた。第1審の Bargrave Deane 裁判官は、両名を裁判侮辱につき有罪と判断し、裁判に要した費用の支払いを命じた。両名はともに控訴したが、控訴

が棄却されたので、さらに貴族院に上告したものである。貴族院は、原審を破棄し、夫に裁判費用の支払いを命じた。

- (5) 20 & 21 Vict c. 85.
- (6) *Attorney General v Levellers Magazine Ltd* [1979] AC 440, [1979] 1 All ER 745, 68 Cr App Rep 343.
- (7) Judicial Studies Board, *op. cit.*, supra note 1, at 4-6.
- (8) 23 & 24 Geo V c 12.
- (9) SI 2010/60 (L 2).
- (10) C 41. なお、この制定法は、2002年養子および児童の保護に関する法律 (Adoption and Children Act 2002, c 38 および2004年児童保護法 (c 31) によって一部改正されている。
- (11) SI 2010/2955 (L 17).
- (12) R 10.5, 11.7, 27.10 *et al.*
- (13) R 12.73 & 14.14.
- (14) R 29.1.
- (15) *Re P-B (a minor)* [1997] 1 All ER 58. 控訴院民事部は、判決の中で、次のように述べている。すなわち「長きにわたって確立してきた慣行に照らして考えれば、稀な例を除いて、裁判官が児童の福祉に関する証拠を公開で聴取することはあり得ない。本裁判所は、やや異なる立場にある。非公開で判決を下す慣行は、一部には、訴訟当事者がそれが公開の場で下されることを求めなかったためであり、一部には、多大な件数の児童に関する事件が審理されるカウンティ裁判所において、公益性の問題が存する可能性が低いからである。公益性に関わる問題が生じた場合には、児童の利益のために望ましいときに、児童が特定されることを避ける適切な指示がなされることを前提として、判決を公開の場で下すことが、全体として適切であろう」。
- (16) C 34.
- (17) *Criminal Procedure and Investigations Act 1996* (c 25) s 40 & 41.
- (18) *Id.*, s 37 and *Criminal Justice Act 1987* (c 38) s 11.
- (19) *Magistrates' Court Act 1980* (c 43) s 8.
- (20) *Children and Young Persons Act 1933*, s 49 & *Criminal Justice and Public Order Act 1994* (c 33) s 49.
- (21) *Judicial Proceedings (Regulation of Reports) Act 1926* (16 & 17 Geo V c 61) s 1.
- (22) SI 1998/3132 (L 17).
- (23) *R v Legal Aid Board, ex parte Kaim Todner* [1999] QB 966, [1998] 3 All ER 541.
- (24) C 23.

- (25) Judicial Studies Board, *op. cit.*, supra note 1, at 7.
- (26) *Id.*, at 14.
- (27) 8 & 9 Eliz II c 65.
- (28) *Hodgson v Imperial Tobacco Ltd* [1998] EWCA Civ 224.
- (29) *R v Waterfield* [1975] 2 All ER 40, 60 Cr App R 296.
- (30) *Re Crook* [1992] 2 All ER 687, 93 Cr App Rep 17.
- (31) *Consolidated Criminal Practice Direction* 1.2.1-1.2.2.
- (32) *Report of the Committee on Contempt of Court*, Cmnd 5794 [1974] col 14-16.
- (33) C 49. 1981年裁判侮辱法の主要な規定を以下に載せておく。

第1条（厳格責任の原則）

この法律において、「厳格責任」とは、行為者の意思に関わりなく、特定の裁判手続きにおいて裁判過程を妨害する結果となる行為を裁判侮辱とみなすことのできる法原則をいう。

第2条（厳格責任適用の範囲）

第(1)項 厳格責任の原則は、報道に関してのみ適用される。この目的のために、「報道」とは、公衆一般または公衆の一部に向けられた口頭での言説、記述された言説、放送、その他の情報伝達をいい、その形態は問わない。

第(2)項 厳格責任の原則は、報道の対象となっている裁判手続きにおける裁判過程を、深刻なまでに妨害し、またはその公正さを害する実質的な危険を創出する報道にのみ適用される。

第(3)項 厳格責任の原則は、報道の時点において、報道の対象となっている裁判手続きが、本条の意味において、進行中である場合にのみ適用される。

第(4)項 本条の意味において、裁判手続きが進行中となる時点の決定のために、別表1が適用されるものとする。

第4条（裁判内容の即時報道）

第(1)項 本条の規定にしたがって、公開で審理されている裁判内容について即時になされた報道の中で、公正かつ正確な報告を誠実に行った者は、厳格責任の原則の下で裁判侮辱として有罪とされることはない。

第(2)項 いかなる裁判手続きにおいても、裁判所は、自らが審理する裁判、または進行中の、もしくは審理開始直前のその他の裁判手続きにおける裁判過程に対する害となる実質的な危険を回避するために必要な場合には、裁判内容の全部または一部についての報道による公表を、裁判所が目的を達成するために必要と判断する期間、延期するよう命じることができる。

第5条（公的関心事の議論）

公的関心事、その他公益一般に関わる事項について誠実な議論の全部または一部としてなされた報道は、特定の裁判手続きを妨害し、またはその公正さを害する危

険が単に議論に付随して生じた偶発的なものである場合には、厳格責任の原則に基づいて裁判侮辱として扱われることはない。

第 6 条 (例外)

この法律の第 1 条から第 5 条の規定は、次の各号に掲げる効果を有するものではないものとする。

- (a)号 厳格責任の原則に基づく裁判侮辱罪での起訴に対する、コモン・ロー上認められる抗弁を阻害すること
- (b)号 第 1 条から第 5 条の場合を除いて処罰され得ないとする原則に基づいて、報道が裁判侮辱罪で処罰されることを黙示的に認めること
- (c)号 裁判過程を妨害し、またはその公正さを害することを意図しての行為に対する裁判侮辱の法的責任を制限すること

(34) *Attorney General v BBC* [1980] ALL ER 161.

(35) *Attorney General v MGN Ltd* [1997] 1 ALL ER 456. この事件の事実の概要は、以下のとおりである。1989年5月から1995年の3月まで、Geoff Knightsとその恋人であり、有名な TV パーソナリティであった Gillian Taylforth は、彼らの関係に関する報道にさらされ続けた。その内容は、もっぱら、Knights の暴力的性向と前科についてであった。1995年4月16日に、Knights は Taylforth とタクシー運転手らに対する暴行容疑で逮捕され、翌日起訴された。4月18日、19日および22日に、4紙が事件について報道し、5月12日および13日に、2紙が後追いの記事を公表した。Knights に対する最初の審理は10月16日に設定されたが、Knights は、裁判前の報道によって公正な裁判を受ける機会が奪われたと主張した。その主張を受けて、法務長官は、裁判侮辱罪で、5紙を高等法院女王座部に起訴したのである。ちなみに、Harrow の刑事法院で行われていた Knights の審理は、公正な裁判が受けられないとする被告人の申立てが認められ、Roger Sanders 裁判官により、1995年10月に中止された。

女王座部の判断は、以下のとおりである。

裁判侮辱が成立するためには、公表が裁判過程の公正さを、単に害し、または妨げるであろう重大な危険を創出したことを裁判所が確信するだけでは不十分で、公正さを「深刻なまでに」害する重大な危険を創出したと信じる必要がある。そして、公表が裁判過程の公正さを深刻なまでに害し、または妨げるであろう重大な危険を創出したか否かを判断する際には、裁判所は、公表の日付毎に、個別にそれらを評価しなければならず、それが、陪審となり得る可能性の存する者に読まれる蓋然性、公表の時点で記事が一般読者に与える潜在的影響、および裁判の時点で仮想される陪審に与える影響の残留性を考慮しなければならない。さらに、より早い段階での公表によって、すでに裁判の公正性が害される何らかの危険が存在していたという事実だけでは、最も新しい公表が、より一層の危険を創出したという認定を排除することはない。

Knights の暴力的性向と前科を報じた数年にわたる報道の洪水は、事件の1箇月前まで続いており、1995年4月および5月の報道の特定の1つが、すでに創出されていた以上に重大な危険を創出したということはできない。したがって、5紙ともに、その記事が裁判侮辱にあたるとはいえない。

- (36) *Attorney General v Unger* [1998] 1 CR App R 308. この事件は、あるホーム・ヘルパーが、自らの介護する年金生活者が金銭を保管していた冷蔵庫から当該金銭を取り去ったところを、年金生活者の息子によって秘密裏に設置されたビデオカメラによって撮影され、2件の窃盗で起訴された事件に端を発する。当該ヘルパーは、最初の窃盗については認めたが、2回目の行為については、金銭を持ち出す許可を得ていたと主張した。Daily Mail紙とManchester Evening News紙は、当該犯罪に関する新聞記事を公表し、その際に被告人であるヘルパーが、起訴事実を否認することはないだろうと述べたことを引用したが、それは、今回の状況にあつては、ヘルパーが有罪を認める答弁以外の答弁をすると想像することは現実的ではないので、報道することによって裁判過程を害し、または妨害することになる重大な危険は存しないとする法的アドバイスに基づくものであった。公表の時点では、被告人に対する裁判は、1981年裁判侮辱法の定義における「進行中」であり、当該報道の後、被告人は、治安判事裁判所において起訴事実につき有罪の答弁を行った。法務長官は、報道が、裁判過程を深刻なまでに害し、または妨害することになる重大な危険を創出したとして、2紙に対する裁判侮辱手続きを開始した。争点は、まず、記事が被告人および起訴に対する被告人の対応に、当然に影響を及ぼしたか否か、次に、被告人が、仮に陪審審理を選択していたら、その審理が深刻なまでに害される重大な危険が存したか否かであった。これに対して、高等法院女王座部合議法廷は、以下のように判示した。

報道が、裁判過程に深刻な影響を及ぼす重大な危険を創出したか否かを判断する際には、裁判所は、特に、審理の時点で仮想される陪審に対する影響の残留性を考慮すべきである。報道は、次の2つの場合には、最も危険な害を及ぼす。第1に、報道が、審理と同時になされた場合である。なぜならば、陪審員は、単なる毎日の習慣としてではなく、むしろ、特別な関心をもってその記事を読むであろうからである。第2に、報道が、それ自身としては、証拠として許容され得ないような偏向した情報を公表する場合である。本件の場合には、報道は、上記のいずれにも該当しない。そのような状況にあつては、裁判侮辱が立証されたとはいえない。

- (37) *Attorney General v MGN Ltd* [1997], *op. cit.*, supra note 35.
 (38) *Attorney General v English* [1983] 1 AC 116, [1982] 2 ALL ER 903.
 (39) *Ibid.* and *Attorney General v News Group* [1987] QB 1, [1986] 2 ALL ER 833.
 (40) *Attorney General v The Guardian Newspapers Ltd* [1992] 3 ALL ER 38, [1992] 1 WLR 874.
 (41) *Attorney General v Express Newspapers* [2004] EWHC (Admin) 2859. この事

案は、2003年10月23日の Daily Star 紙が、プレミア・リーグ、Newcastle United 所属の Titus Bramble と Chelsea 所属 (Charlton でプレイ) の Carlton Cole が、同年 9 月 27 日になされた 8 名のサッカー選手による集団強姦に加わっていたとされ、ロンドン警視庁において取り調べを受けた旨の記事を、両者の実名、Bramble の年齢および写真とともに掲載したものである。この記事の掲載は、同年の 9 月 30 日から続く、一連の新聞およびテレビ報道の一部であったが、法務長官は、この Daily Star 紙の記事が 2 名の潜在的な被告人を特定できる情報を記載していたことから、他の記事とは違い、裁判侮辱罪にあたると思った。

これに対して、高等法院女王座部合議法廷は、次のように判断した。

まず、1981年裁判侮辱法は、広く大衆に向けられた公表に対して厳格責任を規定しており、Daily Star 紙の記事が、そのような公表にあたることには共通理解が得られるであろう。そして、その記事を掲載したことは、同法第 2 条第(2)項により、その意図に関わらず、裁判過程に対する妨害の傾向があり、裁判侮辱を構成するものである。厳格責任は、継続中の裁判において手続きの公正さを著しく害し、または妨害する、重大な危険を創出する公表に対してのみ適用され、この原則は、裁判手続きが進行中の場合のみ適用される。本件においては、記事が掲載された時点では、いかなる裁判手続きも開始されていなかったが、当該記事による公表が、主要な証人の証言を汚損してしまうために、まさに起訴を断念させる原因となった。

そして、結論として、法務長官が要した裁判費用も考慮に入れた上で、6 万ポンドの支払いを命じている。

本件の場合、メディアは、法務長官から繰り返し、両名の氏名を公表しないよう、または写真を掲載しないよう求められていたことが重視され、高等法院は、記事が公表される前に、被害者女性が、両名を特定できていた証拠はないとした。ただし、本件における法務長官の警告は、「メディアを脅し、萎縮させ、かつ怯えさせる法務長官の戦略」として、メディア側の法律家によって批判されたところである。Sun 紙の弁護士は、法務長官庁に呼び出され、当該サッカー選手の氏名を公表しないよう警告されたので、その理由と質したところ、「面通しが実施される可能性が高いため」であるとの回答を得、写真は掲載しないとしても、氏名公表はよいのではないかと食い下がると、「もし、そうするのであれば、我々はすぐに裁判官のもとに行き、差止め命令を得るまでだ」と警告されたという。Jobe Bail & Beth Pope, *Conference 2003 : Legal Threat on Naming Footballer*.

(42) *Attorney General v Independent Television News Ltd* [1995] 1 ALL ER 370.

この事件は、1992年 6 月 11 日に、2 名のアイルランド人が、特別警察官の殺害と一般の警察官の殺人未遂容疑で West Yorkshire において逮捕されたことに端を発する。翌日、Independent Television News により放送されている夕方のニュース番組で、逮捕が報じられ、そのうちの 1 名が、IRA のテロリストとして陸軍特殊空挺部隊

(SAS) 隊員殺害の前科を有し、その罪で終身刑に服していた Belfast 刑務所から脱獄した Paul Magee であるという情報が付け加えられ、Magee のものと思われる画質の悪い写真も示された。後の定時ニュースでは、付け加えられた部分は、放送から削除された。2 名の容疑者は、London において起訴されたが、13日には、Daily Mail 紙、Daily Express 紙、Today 紙および Northern Echo 紙の 4 紙が、事件の説明記事を掲載し、Magee と IRA との関連、テロによる殺人での前科、ならびに脱走の事実および逃走期間についての詳細を公表した。1 紙のみが、SAS 隊員の殺害につき有罪となったことがある事実を記載しなかった。記事は、それぞれの新聞の第 1 版にのみ掲載され、London 周辺で配布された部数は、それぞれ 2,485部、1,000部、1,850部および 146部であった。2 名の容疑者に対する裁判は、9 箇月後に London で開始された。

法務長官は、当時の放送および記事の掲載が、1981年裁判侮辱法第 2 条第(2)項にいう、「裁判過程に深刻な影響を及ぼす重大な危険」を創出し、したがって、その意図がいかなるものであったかに関わりなく、裁判過程を妨げた行為について、裁判侮辱罪にあたるとして、上記放送局および 4 紙を起訴した。

これに対して、高等法院女王座部は、次のように述べて、裁判侮辱の成立を認めなかった。

法務長官が、1981年裁判侮辱法の第 1 条および第 2 条に基づいて、放送および記事の掲載が裁判侮辱罪にあたることを立証する場合には、事件の特定の事実に基づいて、事件が審理される際に 1 名以上の陪審員が当該報道を記憶しているがために、当該放送および記事掲載の時点において、裁判過程の公正さが深刻なまでに害されるであろう重大な、または最小限以上の危険が存していることを証明しなければならない。もし、Magee 事件の裁判において、問題となっている放送または記事を 1 名以上の陪審員が記憶していたために、被告人に SAS 隊員の殺害について終身刑を言い渡された前科がある事実が陪審の注意を引いたのだとすれば、当該裁判の公正な運用が深刻なまでに妨げられたであろうことは疑いがない。しかし、当該報道の時点で判断すれば、伝達された情報はきわめて注目すべきものであるが、放送の短さおよびその短命な性質、問題となっている記事が掲載されている新聞の London 周辺における部数の少なさ、ならびに、報道がなされた日時と裁判の開始が想定される日時との間の時間的間隙といったすべての重要な要素に照らしてみれば、本裁判所は、2 名の被告人の刑事裁判の過程が影響を受けたであろう重大な危険が存するとは確信できない。

本件は、報道から裁判開始までが 9 箇月と、異例に長く、その間、報道された情報が人びとの記憶の中に残るとする主張を、本裁判所は採用し得ない。しかし、情報が繰り返し伝達されていれば、状況は異なっていたであろう。新聞の場合には、その販売部数に応じて裁判を深刻なまでに害する危険は、減じられるが、Northern Echo

紙については、Magee 事件の裁判が行われる London においては、146部が売られているに過ぎないので、危険はほとんどないといってよい。報道から被告人の前科を知った陪審が他の陪審にその旨を話す可能性は存するが、その危険はきわめて小さい。放送も記事も公にされるべきでなかったが、裁判侮辱が成立するほどではない。

- (43) *Attorney General v TVS Television Ltd, Attorney General v HW Southey & Sons Ltd* [1989] CO/235/89, CO/236/89.
- (44) *Attorney General v Guardian Newspapers Ltd* [1999] EMLR 904. ただし、これは判決中の Collins 裁判官の意見である。Collins 裁判官は、結論には賛成をしているが、それは彼が「妥協」したためである。したがって、この意見は、むしろ反対意見であって、判決理由にはあたらぬ。

この事件は、Royal College of Surgeons から人体器官の一部を持ち出したとされる研究技術士の Neil Lindsay と、展示のための鋳造物を作成するために彼から当該器官を購入した芸術家の Anthony-Noel Kelly に対する窃盗事件の裁判をめぐる Observer 紙の記事に関するものである。当該裁判は、1998年 3月23日に Southwark の刑事法院で開始されたが、同月の29日に Observer 紙は、その評論欄 1 ページを使って、「この胸像は、腐敗しつつある死体から鋳造された。それは、誰の作品に最も似ているだろうか。Damien Hirst か? Jeffrey Dahmer か?」という見出しのもと、Rosemary West 事件に関する書籍の著者である Brian Masters による評論を掲載した。Kelly の弁護人は、記事が被告人の性格に対する攻撃を含んでおり、少なくとも被告人の誠実さ等に対する含意を有しており、偏向的であるとして、影響を受けた可能性のある陪審の解任を求めた。しかし、実際には、陪審のうち、1名が当該記事を読んでいたに過ぎず、その陪審員は、他の陪審員のいない場所で、記事を読んだことで彼女の見解に予断が生まれたと懸念されるか否かを問われ、次のように答えた。すなわち、「私はそれをざっと読み、何であるかがわかりました。そして、新聞を置き、被告人の 1 名に対してきわめて不利となるものであると認識しました。私は、その記事を重大だとは受け止めていなかったといわざるを得ません。つまり、私が聞くのは、純粹に、この法廷に提出された証拠だけでしょう」。彼女は、続けて、その記事を彼女の頭の中から排除し、記事の内容を他の陪審員には話さないことができるだろうと述べた。被告人、とりわけ記事の影響を最も受ける Kelly は、裁判を再度受けすにすむことを切望しており、当然のことながら、陪審が解任された場合には、Observer 紙に掲載された記事について裁判所が案じている事実を知っている別の陪審が、その記事には、被告人にきわめて不利となる何かが記載されているのだろうと推断してしまうことを懸念した。そのために、記事を読んだ陪審に対しても、陪審全体に対しても解任の申立てはなされなかった。裁判官は、記事自体には、この裁判や被告人のいずれかについての一般に知られていない秘密が記述されているわけではないと丁寧に説明し、陪審は法廷に提出された証拠にのみ基づいて審理すべきであ

り、また問題の記事を見つけ出そうとしてはならないとする警告を繰り返し、裁判は継続された。

高等法院女王座部の Sedley 裁判官は、裁判侮辱の成立を認めなかったが、陪席した Collins 裁判官は、最終的に Sedley 裁判官の結論に同意したものの、全面的に賛成ではないとしている。なお、Damien Hirst は、動物の一部を使った実験的な作品などで知られるイギリスの芸術家であり、Jeffrey Dahmer は、17人の男性を猟奇的に殺害したとされるアメリカの連続殺人犯である。

(45) *R v West* [1996] LTL C0004000.

(46) 1993年に18歳の黒人学生 Stephen Lawrence に対する人種差別を動機とする殺人の容疑者とされながら、警察の初動捜査のミスが原因で起訴されなかった2名の白人男性が、2001年に、今度は黒人警官に暴行を加えたとされる事件をめぐる刑事裁判において、2003年に控訴院は、敵対的な報道にさらされた被告人も、裁判官が陪審に対して適切な説明を行えば、公正な裁判を受けることができると判示した。被告人の弁護人は、被告人は、Stephen 事件以降、9年間にわたる敵対的報道にさらされてきており、公正な裁判を期待できない以上、裁判手続きを中止すべきだと主張したが、Mantell 裁判官は、裁判を継続した Woolwich 刑事法院の決定を支持し、裁判手続きは、報道の如何に関わらず、公正な裁判が保障されるように企図されており、また、刑事法院の裁判官は、注意深く陪審に指示を与えていたとして、それを退けた。*The Stephen Lawrence Inquiry ; Report of an Inquiry by Sir William MacPherson of Cluny*, Cm 4262-I (1993) and *BBC News* [20 March 2003]. <http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/2868621.stm>. (7月1日アクセス)

(47) *Attorney General v Guardian Newspapers Ltd* [1999], *op. cit.*, supra note 44.

(48) Sch 1 para. 3-5.

(49) Sch 1 para. 12.

(50) *Attorney General v News International PLC* [1994] CO 2643/93, 1855/94. また、Steyn 裁判官は、そのような写真の掲載は、もう1つの危険、すなわち、誤った犯人確認と、誤認に基づく有罪判決の危険も生じるとも述べている。

(51) *Attorney General v News Group Newspapers PLC* [1989] QB 110.

(52) *Attorney General v Sport Newspapers Ltd* [1992] 1 ALL ER 503.

(53) C 42.

(54) 本稿に関わる、人権条約の条文を以下に載せておく。

第6条

第1項 自己の私法上の権利および義務、または刑事法上の罪科の決定に際しては、何人も、合理的な時間内に、法によって設置された独立かつ公平な審理機関による公正で、かつ公開の審理を受ける権利を有する。判決は、公にいい渡されるものとする。ただし、メディアおよび公衆は、青少年の利益もし

くは訴訟当事者の私生活の保護のために必要な場合には、または、公開することが司法の利益を害するであろう特別な場合において、裁判所の判断において必要とされる程度に限って、民主的社會の道徳的価値、公共の秩序または國家の安全保障のために、審理の全部または一部から排除されることがある。

第10条

第1項 何人も表現の自由を有する。この権利は、公的な機関による制約を受けることなく、また、国境に関わりなく、意見を保持する自由、ならびに、情報および考えを得る自由およびそれらを伝える自由を含むものとする。この条の規定は、国が、報道、テレビ局、または映画産業に免許取得を求めることを妨げるものではない。

第2項 前項の自由の行使は、義務および責任をとまなうので、法によって規定され、かつ、國家の安全保障、領土の保全、もしくは公共の安全のため、治安紊乱もしくは犯罪の防止のために、衛生状況もしくは道徳的価値の保護のため、他者の社会的評価もしくは権利の保護のため、機密のうちに受理された情報の開示を防止するため、または司法の権威および公正さを維持するために、民主的社會において必要とされる手続き、条件、制約または刑罰に服することがある。

- (55) *Sunday Times v The United Kingdom*, Application No. 6538/74 [26 April 1979] 2 EHRR 245, para 65.
- (56) Evrigenis 裁判官の同意意見。
- (57) *Attorney General v News International PLC* [1994], *op. cit.*, supra note 50.
- (58) *Attorney General v Times Newspapers Ltd* [1974] 3 ALL ER 54.
- (59) ちなみに、第14条違反はなく、第18条違反については、審理する必要はないとされた (いずれも全員一致)。
- (60) *The Guardian* [5 November 2003].
- (61) Sunday Mirror 紙側は、記事の不適切さを認め、罰金の支払いに応じただけでなく、謝罪記事を掲載し、編集長が辞職することとなった。一方、「彼らが自分の意見をもつというのはきわめて自然なことであるし、インタビューを受けた段階では、それが記事として掲載されるとは知り得なかった」として、被害者とその父親については、責めるべき点はないとされている。*The Guardian* [19 April 2001]. <http://www.guardian.co.uk/media/2002/apr/19/sundaymirror.pressandpublishing1> and *Breaking News* [10 April 2001]. <http://archives.tcm.ie/breakingnews/2001/04/10/> (2011年7月1日アクセス)
- (62) なお、このような差止め命令を発する権限は、コモン・ロー上のものではなく、制定法によって賦与されたものである。そのような権限が賦与されないまま、裁判手

- 続きの公正かつ正確な報道を延期させようとする行為は、言論の自由および報道の自由といった憲法上の権利の侵害となる。しかし、そうした命令の正当性とは無関係に、裁判の公正さを害するおそれの高い情報の公表は、裁判所によって警告が発せられている場合には特に、裁判侮辱となり得るとされる。*Independent Publishing Co Ltd v Attorney General of Trinidad and Tobago, Trinidad and Tobago News Centre Ltd v Same* [2004] UKPC 26, [2005] 1 AC 190.
- (63) *Official Secrets Act 1920* (10 & 11 Geo V c 75) and *Official Secrets Act 1939* (2 & 3 Geo VI c 121).
- (64) *The Guardian* [2 March 1985].
- (65) *Attorney General v News Group Newspapers Ltd* [1987] QB 1.
- (66) 企業年金ファンドの被信託人である原告は、ファンドから不法に引き出され、後に第三者に渡った財産の返還と、損失に対する損害賠償を求めて2つの金融機関に対して別個の民事裁判を起こしていた。どちらの民事裁判も、信託違反に関連するものであるが、そのうちの1件は、年金ファンドからの詐取の共同謀議に関する刑事裁判の被告人でもある3名を相手どっていた。
- (67) *MGN Pension Trustees Ltd v Bank of America National Trust and Savings Association (Serious Fraud Office Intervening), Bishopsgate Investment Management Ltd v Credit Suisse (Serious Fraud Office Intervening)* [1995] 2 ALL ER 355, [1995] EMLR 99. ただし、民事裁判における判決が下される際の報道は、事情が異なるであろうから、それを延期させるべきかどうかの問題は、そのときまで、判断を保留するものとされた。
- (68) *Report of the Committee on Contempt of Court, op. cit.*, supra note 32, para. 142.
- (69) *Id.*, para 110.
- (70) *Id.*, para 100.
- (71) 最終的に、被告人は無罪とされている。
- (72) *Attorney General v English* [1983] 1 AC 116.
- (73) Tom Welsh, Walter Greenwood & David Banks, *McNae's Essential Law for Journalists* (2005 18th ed) 189.
- (74) 正確に訳せば、「新たなラクマンたち」であろうが、わかりやすくするために、Rachmanism の訳語をあてた。ラクマニズムは、ロンドンの地主で、住人に対する嫌がらせや搾取をしたとされる Perce Rachman に由来する語。
- (75) この裁判の被告人は、審理やり直しの末、有罪とされた。
- (76) *Attorney General v TVS Television Ltd and Attorney General v HW Southey & Sons Ltd, op. cit.*, supra note 43.
- (77) たとえば、2002年には、少年に対する猥褻行為で起訴された教師の Amy Gehr-

ing をめぐる刑事裁判について、News of the World 紙、Mail on Sunday 紙、Daily Mail 紙、Sunday People 紙および Sunday Mirror 紙が、報道倫理規定に違反して、裁判の証人に対してインタビューの謝礼を申し出たこと、また支払ったことをきっかけとして、証人に謝礼を支払うことを犯罪とすることが検討された。当時の憲法関連事務省は、制度導入に向けてコンサルテーション・ペーパー (Media Payments to Witnesses, CP 02/02) まで出したが、結局、導入には至らなかった。

- (78) C 54.
- (79) C 41.
- (80) C 23.
- (81) House of Commons Library, *The Courts Bill [HL] Bill 112 of 2002-03* (5 June 2003) Research Paper 03/52, 84.
- (82) *Aiden Shipping Co Ltd v Interbulk Ltd*, [1986] AC 965.
- (83) このリストは、*Symphony Group plc v Hodgson*, [1994] QB 179, [1993] 4 All ER 143 において示されたものである。なお、第三者に対する裁判費用の支払命令については、次のような原則が認められている。すなわち、①この命令は例外的である、②命令の申請は、通常、第 1 審の裁判官によって判断される、③自らが訴訟に利害関係を有しない純粋な資金提供者に対しては、通常、この裁量権は行使されない、④被告が第三者に対して、裁判費用を依頼する意思または第三者の費用提供が被告に、他の場合には課されないであろう費用を負わせることになることについて、警告していたという事実は、命令を発するか否かを判断する際に、無関係ではないが、決定的でもない、⑤裁判の過程における第三者の行為は、命令を発するか否かを判断する際に、考慮に入れられる、⑥家族による費用提供に関しては、裁判所は、慈愛による無私の理由に基づいて訴訟当事者を支援した家族の構成員にこの命令を出すことを渋る傾向にある、ならびに⑦この命令が本質的に強力であるということは、常に考慮の対象となるということである。*Dymocks Franchise Systems (NSW) Pty Ltd v Todd & Others (No. 2)* [2004] UKPC 39 and *Thomson v Berkhamsted Collegiate School* [2009] EWHC (QB) 2374.
- (84) *Re Land and Property Trust Co plc*, [1991] 3 All ER 409,
- (85) *Singh v Observer Ltd*, [1989] 2 All ER 751.
- (86) *Gupta v Comer*, [1991] 1 All ER 289.
- (87) *Pritchard v JH Cobden Ltd (No 1)* [1988] Fam 22.
- (88) *Aiden Shipping Co Ltd v Interbulk Ltd* 自体。
- (89) *Davies (Joseph Owen) v Eli Lilly & Co*, [1987] 3 All ER 94.
- (90) C 39.
- (91) *A v Times Newspapers Ltd* [2002] EWHC (Fam) 2444.
- (92) The Secretary of State for the Home Department, the Lord Chancellor and

the Attorney General, *Justice for all*, Cm 5563 (July 2002).

(93) *Id.*, para 3.62.

(94) 646 *Hansard* (HL) [27 March 2003] col 923.

(95) Jon Robins, *Stop The Press, The Lawyer* [4 October 2004] <http://www.thelawyer.com/cgi-bin/item.cgi?id=112296&d=122&h=24&f=46> (2011年7月1日アクセス).

(96) たとえば、Lord Hunt は、委員会審議の段階で、次のように述べている。

「…この規定、すなわち、メディアに対して実質的な裁判費用の支払いを命じる、広範な、そしてある意味では不確かな権限は、裁判報道の意欲を挫くものとなるでしょう。編集者、新聞およびその他のメディアは、裁判において争うための費用、そのような罰を科そうとする不当な試みに対する保険料を支払う危険に直面するでしょう。小規模な新聞社にとっては、相対的に少額であっても裁判報道に対する萎縮効果をもたらし得ます。

…いかなる形の裁判侮辱、裁判所命令もしくは報道制限に対する違反、または刑事法もしくは民事法に何らかの形で違反することも、必要とはされません。そうしたやり方で、報道に新たな規制を持ち込むことはよいことではありません。

…私は、禁止的な費用支払命令が、不法ですらない行為や公表のために、第三者、とりわけ新聞に対して恣意的に出されることを懸念しています。それは、公開の裁判と公衆による監視、および刑事裁判制度についての公衆の理解にとって有害な萎縮効果をもたらし得ます」。646 *Hansard* (HL) col 920.

(97) *Id.*, col 922.

(98) *Id.*, col 924.

(99) SI 1991/789.

(100) SI 1986/1335. 第3B条第(2)項の規定は、以下のとおりである。なお、第3C条は、裁判費用支払命令を受けた法律上の、またはその他の代理人が上級審に対して、抗告できることを定めた規定である。

第3B条

第(2)項 空費された裁判費用の支払命令を決定する前に、裁判所は、法律上の、またはその他の代理人、および訴訟当事者に対して、申し開きを認めるものとする。

(101) 646 *Hansard* (HL) col 924.

(102) 648 *Hansard* (HL) [19 May 2003] col 528-532.

(103) *Id.*, col 532-533.

(104) *Id.*, col 534-536.

(105) *The Independent* [16 September 2004].

(106) John Robins, *op. cit.*, supra note 95.

- (107) *Ibid.*
- (108) 彼女は、2005年2月24日に、危害を加えられる「現実かつ重大な危険」を避けるために、新たな身元を無期限に非公開とすることを認められた。Eady 裁判官は、「裁判所の保護的義務を免ずるのに効果的な唯一の手段は、求められたとおりに差止めを認めることであるということを確認した。それは、生命、身体および精神的な健康を守るために必要なことである」と述べている。 *The Scotsman* [25 February 2005].
- (109) Jon Robins, *op. cit.*, supra note 95.
- (110) *Ibid.*
- (111) *The Observer* [17 October 2004].
- (112) *Hansard* (HL) Standing Committee D [8 July 2003] col. 174. また、2003年裁判所法第(4)項(a)号で、第三者に対する裁判費用支払命令が発せられ得る阻害行為の種別の特定を含む規則が制定されることも、しばしば政府により主張されてきた。
- (113) 648 *Hansard* (HL) [12 May 2003] col 49-50.
- (114) 648 *Hansard* (HL) col 531.
- (115) C 23.
- (116) 2003年裁判所法第93条の規定は、以下のとおりである。

第(1)項 大法官は、治安判事裁判所、刑事法院および控訴院に対して、第(3)項の条件を満たす場合には、第三者に裁判費用支払命令を発する権限を賦与する規則を制定することができる。

第(2)項 「第三者に対する裁判費用支払命令」とは、刑事裁判の当事者でない者(以下、「第三者」とする)によって、当事者が被った裁判費用の支払いに関する命令をいう。

第(3)項 第三者に対する裁判費用支払命令を発するためには、次の各号に掲げる要件がすべて満たされる必要がある。

- (a)号 第三者による重大な阻害行為が存在すること。ただし、当該阻害行為が裁判侮辱を構成すると否とを問わない。
- (b)号 当該阻害行為に関して、裁判所が第三者に対する裁判費用支払命令を発することが適切であると判断すること

第(4)項 本条の規定に基づいて、次の各号に掲げる項目について、規則が制定されるものとする。

- (a)号 第三者に対する裁判費用支払命令が発せられ得る阻害行為の種別の特定
- (b)号 随時、第三者に対する裁判費用支払命令を発することができる旨
- (c)号 第三者に対する裁判費用支払命令に基づいて変更され、またはそれが考慮された刑事裁判における裁判費用につき、その他の命令に関する規定の制定
- (d)号 刑事訴訟にかかる裁判費用についてその他の命令を発する際に、第三者

に対する裁判費用支払命令が考慮に入れられるべき旨の規定の制定

第(5)項 本条の規定に基づいて、治安判事裁判所に関して制定された規則は、治安判事裁判所によって発せられた第三者に対する裁判費用支払命令について、第三者が刑事法院に抗告できる旨を規定しなければならない。

第(6)項 本条の規定に基づいて、刑事法院に関して制定された規則は、刑事法院によって発せられた第三者に対する裁判費用支払命令について、第三者が控訴院に抗告できる旨を規定しなければならない。

(117) SI 2004/2408. 現在は、2010年刑事裁判規則第76.10条に組み込まれている。

(118) この他に挙げられている2例は、メディアに関わるものではない。第1の例は、ロンドンで生じた陪審員の不行跡に関するものである。武器の所持、麻薬の所持および資金洗浄の共同謀議の罪状で起訴された被告人の裁判において、審理の初日に、ある陪審員が刑務官という職業のゆえに被告人を知っている（被告人は、すでに別件で刑務所に留置されていた）という理由から全陪審員が解任され、新たな陪審が選任された。しかし、2日目に、今回も陪審に選出されていた当該の刑務官が、裁判官の忠告にもかかわらず、被告人に関する知識を新たな陪審員の1人に詳細に話してしまった。そのために、新たな陪審も解任されることとなった。これにより、3週間を予定していた再審理の開始がさらに遅れ、審理開始を長期にわたって延期せざるを得なくなったものである。第2の例は、陪審に対する脅迫の事案である。北部の刑事法院で行われていた審理において、その6日目に、陪審は1人の被告人についてすべての罪状に関する評決に至ったが、もう1人の被告人については、1つの罪状に関する評決しか形成されておらず、2つの罪状については未決着であった。当日、裁判所から自宅に戻る際に、2名の陪審員が被告人に随行していた女性から罵倒されたことにより、脅迫されたと感じた。翌日にその事実を報告された裁判官は、当該2名の陪審員を解任し、審理そのものは、再審理を行うか否かの検討に回されることになったというものである。*Examples of Criminal Proceedings That Have Collapsed Due to Serious Misconduct by a Third Party* [15 September 2004]. もととのアドレスは <http://www.gnn.gov.uk/environment/detail.asp?ReleaseID=129666&NewsAreaID=2&NavigatedFromDepartment=True>. 現在では、http://www.noticias.info/archivo/2004/200409/20040916/20040916_33131.shtml (2011年7月1日アクセス) 等において、転載・保存されているものをみる他ない。

(119) 2003年裁判所法第93条の審議においては、適用対象となる組織が、主としてメディアであることを前提として議論されていたが、自由民主党の貴族院議員で勲選弁護士でもある Lord Thomas は、民間の警備会社にも適用される旨を明確にするための修正を求めた。2003年当時、イギリスにおいては、一部刑務所の運営の民間委託が実施されていたが、彼の主張によれば、そうした民間警備会社が時間どおりに被告人を移送しないことから刑事裁判が遅れる事態が幾度か生じ、問題視されていたという

ことである。彼の経験でも、Wales および Chester 管区、北部管区、Midlands 管区および中央刑事裁判所において、同様の事案が発生していると指摘した上で、次のように述べている。

「かつては、審理の始まる 1 時間前に出廷したものである。10時30分が開廷時間であれば、依頼人に接見するために 9 時30分に裁判所にいたのである。今や、そうすることは完全なる時間の無駄である。私は、指定された時間に開始された最近の事件を思いつくことができない」。

さらに、裁判所における接見室の数が限られているために、弁護人が列をなして接見室が空くのを待っているといい、このように仕事をするのができずに裁判所内で所在なくしている弁護人や裁判官に多額の公金が支払われていると主張する。そして、裁判所が民間の警備会社にこれらの費用を請求できれば、事態は直ちに改善されるだろうと述べている。646 *Hansard* (HL) col 920-921.

これに対して、Baroness Scotland は、そのような状況も第93条で対処できるとして、修正の必要性を認めなかった。 *Id.*, col 924-925.

(120) *Id.*, col 923.

(121) その上で、Lord Thomas が指摘した被告人の移送の遅れを例に挙げて、「たとえば、そうしたことは、護送車の運転手が途中で浮かれ騒いだ末に 1 時間ほど寝込んだことのために生じていました。明らかに、これは、重大な阻害行為でありましょうし、おそらくは、雇用主との間で交わされた契約違反にあたるでしょう。しかし、必ずしも、裁判侮辱ではありません」と述べている。648 *Hansard* (HL) col. 530-531.

(122) *Hansard* (HC) Standing Committee D [8 July 2003] col 175.

(123) 646 *Hansard* (HL) col 924.

(124) Attorney General's Office, *Annual Review 2008-2009* (July 2009) 9-10. *Attorney General For Northern Ireland*, [2008] NIQB 41 and *Attorney General v ITV Central Ltd*, [2008] EWHC (Admin) 1984.

(125) Attorney General's Office, *Attorney General to Prosecute Two Newspapers for Contempt* [12 May 2011]. <http://www.attorneygeneral.gov.uk/NewsCentre/Pages/AttorneyGeneralto.aspx> (7月1日アクセス).

(126) *BBC News* [31 December 2010]. <http://www.bbc.co.uk/news/uk-12100015> (7月1日アクセス)

(127) *Bill 9 of 2010-11*.

(128) 彼女は、2010年5月に公表された連立合意に含まれていた、強姦事件における被告人の氏名非公開の拡充をめぐる議論が、この法案を提出したひとつの要因であるとしている。522 *Hansard* (HC) [4 February 2011] col 1160. なお、連立合意における強姦事件における被告人の氏名非公開については、Cabinet Office, *The Coalition : our programme for government* (May 2010) 24、その後の展開については、House

of Commons Library, *Anonymity in Rape Cases* (11 June 2010) SN/HA/4746 を参照。

(129) 522 *Hansard* (HC) col 1213-1214.

(130) *Id.*, col 1215.

(131) Attorney General's Office, *Juror and Defendant Sentenced for Contempt of Court over Facebook Exchange* [16 June 2011]. [http://www.attorneygeneral.gov.uk/NewsCentre/Pages/Juroranddefendant sentencedforcontemptofcourtover-Facebookexchanges.aspx](http://www.attorneygeneral.gov.uk/NewsCentre/Pages/Juroranddefendant%20sentencedforcontemptofcourtover-Facebookexchanges.aspx) (7月1日アクセス)。

(132) キャスターが報じた内容は、以下のとおりである。すなわち「アマチュア・サッカー選手殺害の罪で起訴された5人の男は、まもなく出廷することになっています。Kevin Noonsの遺体は、2002年、Wolverhamptonに近いPattingham村のバブの側で発見されました。彼は、悪名高いギャング集団、Johnson groupに属する集団の麻薬の密売人でした。被告人の1人、Levy Solomon Walkerは、すでに3年前の兵士殺害により終身刑を科されています」。

(133) ITVは、15の地域放送免許を有する放送事業者の連合体（イングランドおよびウェールズ対象が11、スコットランド対象が2、北アイルランドおよびチャンネル諸島対象がそれぞれ1ずつ）で、イギリス最大の民放である。今回報道を行った放送局は、ITVの地方局のひとつであるが、1989年以降、ITV傘下の放送局は、一度も裁判侮辱罪により有罪とされていない。

(134) *Attorney General v ITV Central Ltd, op. cit.*, supra note 124, para 18.

(135) 最近でも、電話盗聴スキャンダルのために、日曜日に発行されるタブロイド紙のNews of the World紙が廃刊されることが決まるといった事態が生じている。*BBC News* [8 July 2011]. <http://www.bbc.co.uk/news/uk-11195407> (2011年7月9日アクセス)。